

KIOXIA

第8期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都渋谷区東一丁目2番20号
住友不動産渋谷ファーストタワー
ベルサール渋谷ファースト 地下1階ホール

※昨年と会場が変更になっております。
末尾の会場ご案内図をご参照ください。

キオクシアホールディングス株式会社
証券コード：285A

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件
- 第5号議案 取締役に対する勤務継続型株式報酬（当初の対象期間である第7期定時株主総会終了後から本定時株主総会までの期間）に係る報酬等の額改定の件
- 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬（当初の対象期間である第7期定時株主総会終了後から本定時株主総会までの期間）に係る報酬等の額改定の件
- 第7号議案 取締役に対する勤務継続型株式報酬に係る報酬等の額及び内容改定の件
- 第8号議案 社外取締役に対する勤務継続型株式報酬に係る内容改定の件
- 第9号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬に係る報酬等の額及び内容改定の件



第8世代BiCS FLASH™の2Tb QLCチップを搭載した大容量SSD「KIOXIA LC9シリーズ」

ごあいさつ



代 表 取 締 役
早坂 伸夫

株主の皆さまには平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。この一年間、当社株式の流動性は高まり、株主さまの数も着実に増えてきております。

2025年度の業績は、AI用途のデータセンター、エンタープライズ向けの需要がけん引するフラッシュメモリ市場の拡大を捉え、販売単価の上昇や記憶容量ベースの出荷量の増加等により、売上収益、営業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益のいずれも過去最高を達成しました。

フラッシュメモリ市場は、AIがけん引する新たなフェーズに入りました。キオクシアグループは、これからもメモリの技術でイノベーションを創出し、新しいリーダーのもとにさらに進化・発展していくと確信しています。

株主の皆さまにおかれましては、今後も変わらぬご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。



社 長 執 行 役 員
太田 裕雄

4月1日付で社長執行役員を拝命しました、太田 裕雄（おた ひろお）です。

私は、キオクシアグループのミッションである「『記憶』で世界をおもしろくする」の実現を目指します。今後、AIの活用は生成AIからエージェント型AIやフィジカルAIへと広がり、データ活用は多様化・高度化していきます。キオクシアグループは、これまで培ってきた「技術開発力」「製造力」「営業力」にさらに磨きをかけ、AI活用による社会変革を支える企業グループとして、中長期的な成長を目指すとともに、高度化・複雑化する社会課題の解決に技術革新を通じて貢献してまいります。

株主の皆さまをはじめとするステークホルダーの皆さまのご期待に応えられるよう、全従業員とともに全力で取り組んでいきますので、今後一層のご支援とご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2026年6月

目次

ミッション

「記憶」で世界をおもしろくする

「記憶」の可能性を追求し、
新しい価値を創り出すことで、
これまでにない体験や経験を生み出し、
世界を変えていく

ビジョン

「記憶」の技術をコアとして、
一人ひとりの新たな未来を実現できる
製品やサービス、仕組みを提供する

ごあいさつ

第8期定時株主総会招集ご通知 1

議決権行使のご案内 3

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件 6

第2号議案 取締役7名選任の件 17

第3号議案 監査役1名選任の件 26

第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件 27

第5号議案 取締役に對する勤務継続型株式報酬（当
初の対象期間である第7期定時株主総会終
了後から本定時株主総会までの期間）に
係る報酬等の額改定の件 28

第6号議案 取締役に對する業績連動型株式報酬（当
初の対象期間である第7期定時株主総会終
了後から本定時株主総会までの期間）に
係る報酬等の額改定の件 31

第7号議案 取締役に對する勤務継続型株式報酬に係
る報酬等の額及び内容改定の件 34

第8号議案 社外取締役に對する勤務継続型株式報酬
に係る内容改定の件 37

第9号議案 取締役に對する業績連動型株式報酬に係
る報酬等の額及び内容改定の件 39

事業報告

1 企業集団の現況 44

2 会社の現況 52

連結計算書類 63

監査報告 65

株 主 各 位

証券コード 285A
2026年6月10日
(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

東京都港区芝浦三丁目1番21号
キオクシアホールディングス株式会社
代 表 取 締 役 早 坂 伸 夫

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.kioxia-holdings.com/ja-jp/ir/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（「銘柄名（会社名）」に「キオクシアホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「285A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、以下又は3頁の「議決権行使のご案内」に記載のとおり、インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内

株主総会への出席により
議決権を行使される場合



議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

インターネット等により
議決権を行使される場合



4頁「インターネット等による議決権行使のご案内」に従い、2026年6月24日（水曜日）午後5時15分（日本時間）までに各議案に関する賛否のご入力を完了してください。

書面（郵送）により
議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示の上、2026年6月24日（水曜日）午後5時15分（日本時間）までに到着するようご投函ください。

- 1 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
- 2 場 所 東京都渋谷区東一丁目2番20号 住友不動産渋谷ファーストタワー
 ベルサール渋谷ファースト 地下1階ホール
 ※昨年と会場が変更になっております。末尾の会場ご案内図をご参照ください。
- 3 目的事項 報告事項 1. 第8期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類
 並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
 第2号議案 取締役7名選任の件
 第3号議案 監査役1名選任の件
 第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件
 第5号議案 取締役に対する勤務継続型株式報酬（当初の対象期間である第7期定時株
 主総会終了後から本定時株主総会までの期間）に係る報酬等の額改定の件
 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬（当初の対象期間である第7期定時株
 主総会終了後から本定時株主総会までの期間）に係る報酬等の額改定の件
 第7号議案 取締役に対する勤務継続型株式報酬に係る報酬等の額及び内容改定の件
 第8号議案 社外取締役に対する勤務継続型株式報酬に係る内容改定の件
 第9号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬に係る報酬等の額及び内容改定の件
- 4 議決権行使のご案内 ・インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着
 日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱い
 いたします。
 ・インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決
 権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する
 賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 ・後述の【議決権行使のご案内】もあわせてご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、先述の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - 書面交付請求の有無にかかわらず株主さまには、電子提供措置事項を記載した本書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「企業集団の現況」中、「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」及び「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
 - ② 事業報告の「新株予約権等の状況」
 - ③ 事業報告の「会計監査人の状況」
 - ④ 事業報告の「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ⑤ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ⑥ 連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
 - ⑦ 計算書類
 - ⑧ 計算書類に係る会計監査報告
- なお、監査役及び会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- 節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただくことがあります。また、当社スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただく予定ですので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



株主総会に
ご出席される場合

日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



インターネット等で議決権を
行使される場合

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時15分(日本時間)
入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時15分(日本時間)
到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

◆こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4、5、6、7、8、9号議案

- 賛成の場合 ≫ **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 ≫ **「否」** の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

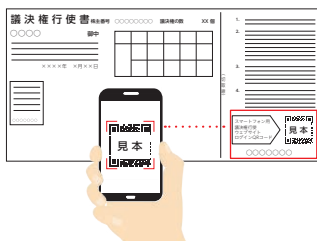
- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

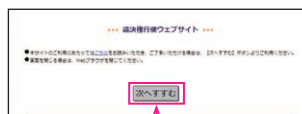
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

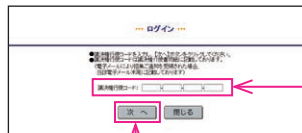
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

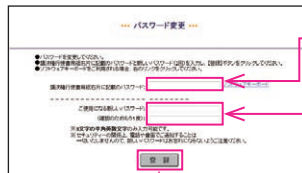
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ライブ配信及び事前質問受付のご案内

株主総会当日にご自宅等から株主総会をご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによる株主総会のライブ配信を実施いたします。また、株主総会に先立ち、インターネットによる事前質問を受付いたします。ぜひご活用ください。

ライブ配信

配信日時：2026年6月25日（木曜日）午前9時30分から議事終了まで
配信URL：<https://soukai-285a.jp/>



視聴方法：配信URLにアクセスし、「株主ID（株主番号）」及び「共通パスワード」を入力してください。利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてログインし、ご視聴ください。

株主ID（株主番号）

議決権行使書用紙に記載
されている「株主番号」

共通パスワード

kioxialive825

事前質問の受付

当社ウェブサイトで事前質問を受付いたします。株主ID（株主番号）とご質問内容をフォームにご入力ください。

受付期間：2026年6月11日（木曜日）午前10時から6月18日（木曜日）午後5時まで
受付URL：<https://www.kioxia-holdings.com/ja-jp/contact/form-qa.html>



ライブ配信についてのご注意事項

- ・株主総会をライブ配信でご覧になる株主さまは、会社法上、出席者とは認められませんので当日の質問や議決権行使はできません。
- ・議決権を行使する意思のある株主さまは、当日会場にてご出席いただくか、事前にインターネット等又は書面（郵送）により議決権行使をお願いいたします（事前行使の方法は、3頁から4頁をご参照ください）。
- ・事前に議決権行使をされた場合でも、ライブ配信をご覧いただくことができます。
- ・ご使用機器（機種、性能等）やご視聴環境（インターネットの接続環境等）により、ご利用できない場合や、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。
- ・ライブ配信は、日本国内での視聴のみ対応しており、日本国外からの視聴には対応していません。

事前質問受付についてのご注意事項

- ・株主さまよりいただきましたご質問のうち、特に株主の皆さまのご関心が高いと思われ、かつ当社が回答可能である内容を株主総会当日にご回答する予定です。
- ・すべてのご質問にご回答することをお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

2025年7月25日付「自己株式（甲種優先株式及び乙種優先株式）の取得及び消却の完了に関するお知らせ」のとおり、当社は、発行済の甲種優先株式及び乙種優先株式の全てを取得したうえで消却しており、今後の発行予定もないことから、当社定款の当該各優先株式に係る定めを削除するとともに、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第5条 （条文省略） 第2章 株式 第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、2,070,000,000 株とし、 <u>当会社の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</u> (1) 普通株式 2,070,000,000 株 (2) 甲種優先株式 1,200 株 (3) 乙種優先株式 1,800 株 第7条 （条文省略） 第8条（単元株式数） 当会社の普通株式の単元株式数は 100 株とし、 <u>甲種優先株式及び乙種優先株式の単元株式数は 1 株とする。</u> 第9条～第11条 （条文省略） 第3章 甲種優先株式 第12条（甲種優先株式） 当会社の発行する甲種優先株式の内容は、第 2 章及び <u>本章に定めるとおりとし、特に定めがない点については、普通株式と同一の内容とする。</u>	第1章 総則 第1条～第5条 （現行どおり） 第2章 株式 第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、2,070,000,000 株とする。 第7条 （現行どおり） 第8条（単元株式数） 当会社の普通株式の単元株式数は 100 株とする。 第9条～第11条 （現行どおり） (削除)

現 行 定 款	変 更 案
第13条（譲渡制限） <u>譲渡による甲種優先株式の取得については、当会社の承認を得なければならない。</u> 第14条（剰余金の配当） 1. <u>当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲種優先株式を有する株主（以下「甲種優先株主」という。）又は甲種優先株式の登録株式質権者（以下「甲種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対する配当（以下「普通配当」という。）に先立ち、甲種優先株式 1 株につき、本条第 2 項に定める額（以下「甲種優先配当金」という。）の剰余金の配当（以下「甲種優先配当」という。）を行う。なお、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者への甲種優先配当の支払い及び乙種優先株式を有する株主（以下「乙種優先株主」という。）又は乙種優先株式の登録株式質権者（以下「乙種優先登録株式質権者」という。）への乙種優先配当（第 23 条第 1 項に定める。以下同じ。）の支払いは同順位とする。</u> 2. <u>(1) 甲種優先配当金の額は、甲種優先株式 1 株につき、当該配当に係る基準日の属する事業年度の甲種優先株式基本価額に甲種優先配当率を乗じた金額（ただし、甲種優先株式に係る払込期日が属する事業年度に属する日を基準日として剰余金の配当を行う場合又は事業年度終了日以外の日を基準日として剰余金の配当を行う場合は、当該配当に係る基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度が払込期日の属する事業年度の場合には、払込期日）（同日を含む。）から当該配当に係る基準日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（1 年を 365 日として計算し、除算は最後に行い、1 円未満の端数は切り捨てる。以下の日割計算について同様とする。）をすることにより算出される額）とする。ただし、当該事業年度に属する日を基準日とする甲種優先配当金の全部又は一部の配当がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。</u>	(削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(2) 本章において、「甲種優先株式基本価額」とは、払込期日の属する事業年度においては、100,000,000 円とし、翌事業年度以降は、前事業年度の末日時点における甲種優先株式基本価額に、前事業年度に属する日を基準日とする甲種優先配当金の全部又は一部の配当が行われなかった場合には当該未払いの甲種優先配当金の額を加算した額とする。ただし、ある事業年度において本条第 4 項に定める甲種特別配当が行われた場合には、当該甲種特別配当が支払われた日に当該甲種特別配当の額に相当する額を甲種優先株式基本価額から減額するものとする。なお、当該甲種特別配当が行われた場合、甲種優先配当金の額の計算にあたっては、当該甲種特別配当の日の前日（同日を含む。）までの期間については、当該減額前の甲種優先株式基本価額を、また、当該甲種特別配当の日（同日を含む。）以降の期間については、当該減額後の甲種優先株式基本価額を、それぞれ用いて日割計算を行うものとする。</u> <u>(3) 本章において「甲種優先配当率」とは以下に定める率（年率）をいう。ただし、ある事業年度の初日から当該配当に係る基準日までの期間に甲種優先配当率の変更が生じることになる場合、甲種優先配当金の額の計算にあたっては、変更前の期間については変更前の甲種優先配当率を、変更後の期間については変更後の甲種優先配当率を用いて、日割計算を行うものとする。</u> <u>払込期日から 2024 年 6 月 16 日まで：4.05%</u> <u>2024 年 6 月 17 日から 2025 年 3 月 31 日まで：8.05%</u> <u>2025 年 4 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日まで：7.05%</u> <u>2026 年 10 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで：8.35%</u> <u>2027 年 4 月 1 日以降：9.65%</u> <u>3. ある事業年度に属する日を基準日として、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に対して本条第 1 項に基づき支払う 1 株当たりの甲種優先配当の額の合計額が当該事業年度に係る甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
4. 当会社は、その選択により、普通配当、甲種優先配当若しくは乙種優先配当に先立ち、又は、普通配当、甲種優先配当若しくは乙種優先配当を行った後に、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に対し、甲種優先株式 1 株につき、その時点における甲種優先株式基本価額から 100,000,000 円を控除した額を超えない範囲で、剰余金の配当（以下「甲種特別配当」という。）を行うことができる。なお、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者への甲種特別配当の支払い及び乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者への乙種特別配当（第 23 条第 4 項に定める。以下同じ。）の支払いは同順位とする。 5. 当会社は、本条第 1 項及び第 4 項に定めるもののほか、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に対し剰余金の配当は行わない。 <u>第15条（残余財産の分配）</u> 1. 当会社は、残余財産を分配するときは、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及び乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に先立ち、甲種優先株式 1 株につき、本条第 2 項に定める額の金銭（以下「甲種優先株式取得価額」という。）を支払う。 2. 「甲種優先株式取得価額」は、甲種優先株式 1 株につき、残余財産分配日における甲種優先株式基本価額に、残余財産分配日における 1 株当たり未払配当金相当額を加算した額をいう。「残余財産分配日における 1 株当たり未払配当金相当額」とは、残余財産分配日を剰余金の配当基準日と仮定し、第 14 条の定めに従って、残余財産分配日が属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度が払込期日の属する事業年度の場合には、払込期日）（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの実日数で日割計算により算出される甲種優先配当金の額をいう。ただし、当該事業年度に属する日を基準日とする甲種優先配当金の全部又は一部の配当がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
3. 当会社は、本条第 1 項に定めるもののほか、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に対し残余財産の分配を行わない。 第16条（議決権） <u>甲種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u> 第17条（種類株主総会の決議事項） <u>当会社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、甲種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。ただし、同項第 1 号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合は、この限りでない。</u> 第18条（金銭を対価とする取得請求権） <u>甲種優先株主は、以下の各号に定めるいずれかの事由が発生したときは、法令の定める範囲内において、当会社に対し、金銭を対価として甲種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする（当該請求をした日を、以下「甲種優先株式取得請求日」という。）。かかる請求があった場合には、当会社は、甲種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、甲種優先株式取得請求日における会社法第 461 条第 2 項の分配可能額を限度として、甲種優先株主に対して、第 15 条第 2 項に定める甲種優先株式取得価額相当額の金銭の交付を行うものとする（ただし、本条にいう甲種優先株式取得価額を算出する場合は、第 15 条第 2 項の「残余財産分配日」を「甲種優先株式取得請求日」と読み替える。）。ただし、甲種優先株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合には、当会社が取得すべき甲種優先株式は、取得請求された株式数に応じた比例按分の方法その他当会社の取締役会が定める合理的かつ公平な方法により決定する。</u> <u>(1) 2027 年 12 月 17 日を経過したとき。</u>	(削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(2) <u>法令に基づき当会社の取締役会又は株主総会で承認されたいずれかの事業年度の計算書類により算出した当該事業年度末日における当会社の分配可能額が当該事業年度の末日における全ての発行済みの甲種優先株式の甲種優先株式取得価額及び全ての発行済みの乙種優先株式の乙種優先株式取得価額の合計額を下回るとき。ただし、当該事業年度の計算書類が承認された当会社の取締役会又は株主総会の日から 3 ヶ月以内に、当会社の分配可能額が当該事業年度の末日における全ての発行済みの甲種優先株式の甲種優先株式取得価額及び全ての発行済みの乙種優先株式の乙種優先株式取得価額の合計額以上となった場合は、この限りではない。</u> (3) <u>当会社又はキオクシア株式会社が、自らの負担する金融債務について、当該金融債務にかかる期限の利益喪失事由（名称の如何を問わない。）の発生により、その支払期限よりも前に期限の利益を喪失したとき。ただし、金額が 2,000,000,000 円（又は他の通貨での同等額）以下である金融債務又はグループ会社間の借入又は劣後借入に基づく金融債務については、この限りではない。</u>	
<u>第19条（金銭を対価とする取得条項）</u> <u>当会社は、当会社の取締役会決議をもって別に定める日（以下本条において「甲種優先株式取得日」という。）が到来したときは、法令の定める範囲内において、甲種優先株式取得価額相当額の金銭の交付と引換えに、甲種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとする（ただし、本条にいう甲種優先株式取得価額を算出する場合は、第15条第2 項の「残余財産分配日」を「甲種優先株式取得日」と読み替える。）。当会社が、取得対象となる甲種優先株式の一部のみを取得する場合には、取得対象となる甲種優先株式数に応じた比例按分の方法その他当会社の取締役会が定める合理的かつ公平な方法による。</u>	(削除)
<u>第20条（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）</u> <u>1. 当会社は、甲種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。</u> <u>2. 当会社は、甲種優先株主には募集株式の割当てを受け、権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また甲種優先株主には株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 乙種優先株式 第21条 (乙種優先株式) <u>当会社の発行する乙種優先株式の内容は、第 2 章及び本章に定めるとおりとし、特に定めがない点については、普通株式と同一の内容とする。</u> 第22条 (譲渡制限) <u>譲渡による乙種優先株式の取得については、当会社の承認を得なければならない。</u> 第23条 (剰余金の配当) 1. <u>当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対し、普通配当に先立ち、乙種優先株式 1 株につき、本条第 2 項に定める額（以下「乙種優先配当金」という。）の剰余金の配当（以下「乙種優先配当」という。）を行う。なお、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者への乙種優先配当の支払い及び甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者への甲種優先配当の支払いは同順位とする。</u> 2. (1) <u>乙種優先配当金の額は、乙種優先株式 1 株につき、当該配当に係る基準日の属する事業年度の乙種優先株式基本価額に乙種優先配当率を乗じて算出した額（ただし、乙種優先株式に係る払込期日が属する事業年度に属する日を基準日として剰余金の配当を行う場合又は事業年度終了日以外の日を基準日として剰余金の配当を行う場合は、当該配当に係る基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度が払込期日の属する事業年度の場合には、払込期日）（同日を含む。）から当該配当に係る基準日（同日を含む。）までの実日数で日割計算とする。ただし、当該事業年度に属する日を基準日とする乙種優先配当金の全部又は一部の配当がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。</u>	(削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(2) 本章において、「乙種優先株式基本価額」とは、<u>払込期日の属する事業年度においては、100,000,000 円とし、翌事業年度以降は、前事業年度の末日時点における乙種優先株式基本価額に、前事業年度に属する日を基準日とする乙種優先配当金の全部又は一部の配当が行われなかった場合には当該未払いの乙種優先配当金の額を加算した額とする。ただし、ある事業年度において乙種特別配当が行われた場合には、当該乙種特別配当が支払われた日に当該乙種特別配当の額に相当する額を乙種優先株式基本価額から減額するものとする。なお、当該乙種特別配当が行われた場合、乙種優先配当金の額の計算にあたっては、当該乙種特別配当の日の前日（同日を含む。）までの期間については、当該減額前の乙種優先株式基本価額を、また、当該乙種特別配当の日（同日を含む。）以降の期間については、当該減額後の乙種優先株式基本価額を、それぞれ用いて日割計算を行うものとする。</u> (3) 本章において「乙種優先配当率」とは以下に定める率（年率）をいう。ただし、ある事業年度の初日から当該配当に係る基準日までの期間に乙種優先配当率の変更が生じることになる場合、乙種優先配当金の額の計算にあたっては、変更前の期間については変更前の乙種優先配当率を、変更後の期間については変更後の乙種優先配当率を用いて、日割計算を行うものとする。 <u>払込期日から 2024 年 6 月 16 日まで：4.30%</u> <u>2024 年 6 月 17 日から 2025 年 3 月 31 日まで：</u> <u>8.30%</u> <u>2025 年 4 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日まで：</u> <u>7.30%</u> <u>2026 年 10 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで：</u> <u>8.60%</u> <u>2027年 4 月 1 日以降：9.90%</u> 3. <u>ある事業年度に属する日を基準日として、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対して本条第 1 項に基づき支払う 1 株当たりの乙種優先配当の額の合計額が当該事業年度に係る乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
4. 当会社は、その選択により、普通配当、甲種優先配当若しくは乙種優先配当に先立ち、又は、普通配当、甲種優先配当若しくは乙種優先配当を行った後に、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対し、乙種優先株式 1 株につき、その時点における乙種優先株式基本価額から 100,000,000 円を控除した額を超えない範囲で、剰余金の配当（以下「乙種特別配当」という。）を行うことができる。なお、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者への乙種特別配当の支払い及び甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者への甲種特別配当の支払いは同順位とする。 5. 当会社は、本条第 1 項及び第 4 項に定めるもののほか、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対し剰余金の配当は行わない。 <u>第24条（残余財産の分配）</u> 1. 当会社は、残余財産を分配するときは、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、乙種優先株式 1 株につき、本条第 2 項に定める額の金銭（以下「乙種優先株式取得価額」という。）を支払う。 2. 「乙種優先株式取得価額」は、乙種優先株式 1 株につき、残余財産分配日における乙種優先株式基本価額に、残余財産分配日における 1 株当たり未払配当金相当額を加算した額をいう。「残余財産分配日における 1 株当たり未払配当金相当額」とは、残余財産分配日を剰余金の配当基準日と仮定し、第 23 条の定めに従って、残余財産分配日が属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度が払込期日の属する事業年度の場合には、払込期日）（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの実日数で日割計算により算出される乙種優先配当金の額をいう。ただし、当該事業年度に属する日を基準日とする乙種優先配当金の全部又は一部の配当がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
3. 当会社は、本条第 1 項に定めるもののほか、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対し残余財産の分配を行わない。 第25条（議決権） <u>乙種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u> 第26条（種類株主総会の決議事項） <u>当会社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、乙種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。ただし、同項第 1 号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合は、この限りでない。</u> 第27条（金銭を対価とする取得請求権） <u>乙種優先株主は、第 18 条各号に定めるいずれかの事由が発生したときは、法令の定める範囲内において、当会社に対し、金銭を対価として乙種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする（当該請求をした日を、以下「乙種優先株式取得請求日」という。）。かかる請求があった場合には、当会社は、乙種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、乙種優先株式取得請求日における会社法第 461 条第 2 項の分配可能額を限度として、乙種優先株主に対して、第 24 条第 2 項に定める乙種優先株式取得価額相当額の金銭の交付を行うものとする（ただし、本条にいう乙種優先株式取得価額を算出する場合は、第 24 条第 2 項の「残余財産分配日」を「乙種優先株式取得請求日」と読み替える。）。ただし、乙種優先株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合には、当会社が取得すべき乙種優先株式は、取得請求された株式数に応じた比例按分の方法その他当会社の取締役会が定める合理的かつ公平な方法により決定する。</u>	(削除) (削除) (削除)

第2号議案

取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	おおた ひろお 太田 裕雄	社長執行役員	新任
2	ステイシー・スミス Stacy J. Smith	取締役 会長執行役員	再任
3	すぎもと ゆうじ 杉本 勇次	取締役	再任
4	すえかね まさし 末包 昌司	取締役	再任
5	すずき ひろし 鈴木 洋	社外取締役	再任 社外 独立
6	マイケル・スプリンター Michael R. Splinter	社外取締役	再任 社外 独立
7	ひがし えみこ 東 恵美子	社外取締役	新任 社外 独立

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員



所有する当社の株式数

0株

在任年数

—

取締役会出席状況

—

候補者番号

1

お お た ひ ろ お
太田 裕雄

(1962年12月15日生)

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1985年 4月 株式会社東芝 入社
2021年 6月 キオクシア株式会社 執行役員 メモリ事業部長
2022年 6月 キオクシア株式会社 常務執行役員 メモリ事業部長
2023年 6月 キオクシア株式会社 専務執行役員 メモリ事業部長
2024年 6月 当社 副社長執行役員
キオクシア株式会社 副社長執行役員
2026年 4月 当社 社長執行役員（現任）
キオクシア株式会社 社長執行役員（現任）

【重要な兼職の状況】

キオクシア株式会社 社長執行役員

取締役候補者とした理由

太田裕雄氏は、入社以来、半導体メモリの応用技術部門においてNAND事業のマーケット拡大を牽引し、2021年からはメモリ事業の事業部長として、メモリ事業の更なる成長を主導するとともに、2024年からは副社長執行役員として、事業部門、営業部門および技術開発部門を統括してまいりました。2026年4月には社長執行役員に就任し、全社経営に当たっております。このように、豊富な業務経験と経営に関する知見を有していることから、取締役候補者といいたしました。



所有する当社の株式数

0株

在任年数

7年3か月

取締役会出席状況

18/20回

候補者番号

2

ステイシー・スミス

Stacy J. Smith (1962年10月26日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1988年 8 月 Intel Corporation 入社

2018年 6 月 Autodesk Inc. 取締役会長（現任）

2018年10月 東芝メモリ株式会社（現キオクシア株式会社） 取締役 会長執行役員（現任）

2019年 3 月 当社 取締役 会長執行役員（現任）

2024年 3 月 Intel Corporation 取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

キオクシア株式会社 取締役 会長執行役員 Intel Corporation 取締役

Autodesk Inc. 取締役会長

取締役候補者とした理由

ステイシー・スミス氏は、Intel社においてCFOを務め、高度な財務知識と半導体業界における豊富な経験を有しています。グローバル企業として当社が躍進していくためには、同氏の高度な専門性、半導体業界に対する知見およびグローバル企業の経営経験に基づいた助言・提言などが不可欠なため、引き続き取締役候補者となりました。



所有する当社の株式数

0株

在任年数

7年3か月

取締役会出席状況

15/20回

候補者番号

3

すぎもと
杉本

ゆうじ
勇次

(1969年7月11日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

- 1992年4月 三菱商事株式会社 入社
- 2006年6月 ベインキャピタル・アジア・LLC（現ベインキャピタル・ジャパン・LLC） マネージングディレクター
- 2018年8月 東芝メモリ株式会社（現キオクシア株式会社） 取締役
- 2019年3月 当社 取締役（現任）
- 2023年1月 株式会社プロテリアル 取締役（現任）
- 2024年7月 株式会社スノーピーク 取締役（現任）
- 2025年1月 ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・LLC（現ベインキャピタル・ジャパン・LLC） 日本代表・アジア太平洋地域代表（現任）
- 2025年7月 株式会社BREXA Holdings 取締役（現任）
- 2025年7月 田辺三菱製薬株式会社（現 田辺ファーマ株式会社） 取締役（現任）
- 2025年9月 株式会社ヨーク・ホールディングス 取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

ベインキャピタル・ジャパン・LLC 日本代表・アジア太平洋地域代表

取締役候補者とした理由

杉本勇次氏は、投資ファンドの日本代表・アジア太平洋地域代表としてこれまで数多くの企業経営に携わっており、企業経営に関する豊富な知見を有しています。その経験と知見に基づき、当社の経営に対して有益な助言・監督を行うことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。



所有する当社の株式数

0株

在任年数

1年10か月

取締役会出席状況

19/20回

候補者番号

4

すえかね

末包

まさし

昌司

(1981年1月21日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

- 2004年 4 月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ 入社
2006年 8 月 ベインキャピタル・アジア・LLC（現ベインキャピタル・ジャパン・LLC） アソシエイト
2018年 8 月 東芝メモリ株式会社（現キオクシア株式会社） 取締役
2019年 3 月 当社 社外取締役
2020年 8 月 当社 監査役
2023年 1 月 株式会社プロテリアル 取締役（現任）
2023年 4 月 株式会社エビデント 取締役（現任）
2024年 5 月 株式会社T&K TOKA 取締役（現任）
2024年 8 月 当社 取締役（現任）
2025年 1 月 ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・LLC（現ベインキャピタル・ジャパン・LLC） パートナー 日本プライベート・エクイティ共同責任者（現任）
2025年 7 月 田辺三菱製薬株式会社（現 田辺ファーマ株式会社） 取締役（現任）
2025年 8 月 株式会社ジャムコ 取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

ベインキャピタル・ジャパン・LLC パートナー 日本プライベート・エクイティ共同責任者

取締役候補者とした理由

末包昌司氏は、投資ファンドのパートナー 日本プライベート・エクイティ共同責任者としてこれまで数多くの企業経営に携わっており、企業経営に関する豊富な知見を有しています。その経験と知見に基づき、当社の経営に対して有益な助言・監督を行うことが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式数
0株
社外取締役在任年数
7年3か月
取締役会出席状況
20/20回

候補者番号

5

すずき ひろし
鈴木 洋

(1958年8月31日生)

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1985年4月 HOYA株式会社 入社
2003年6月 HOYA株式会社 取締役 代表執行役最高経営責任者
2004年3月 株式会社ティ・ワイ・エッチ 取締役（現任）
2011年12月 HOYA株式会社 シンガポール支店代表
2018年8月 東芝メモリ株式会社（現キオクシア株式会社） 取締役
2019年3月 当社 社外取締役（現任）
2023年2月 OS Trading & Investments PTE.LTD. 取締役（現任）
2023年2月 RHYMS Pte. Ltd. 取締役（現任）
2023年2月 RHYMS Management Pte. Ltd. 取締役（現任）
2023年3月 株式会社ミルフィーユ 代表取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

該当なし

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

鈴木洋氏は、HOYA株式会社の取締役兼代表執行役最高経営責任者を長年務めるなど、経営者として経営戦略およびグローバル経営に関する豊富な知見を有するとともに、半導体業界における専門的な知見も有しています。その知見を当社の経営に活かすとともに、独立した立場から当社の経営を監督することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

6年

取締役会出席状況

16/20回

候補者番号

6

マイケル・スプリンター

Michael R. Splinter

(1950年10月1日生)

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1974年10月 Rockwell International 入社
1984年10月 Intel Corporation 入社
2003年4月 Applied Materials, Inc. President and CEO
2009年3月 Applied Material社 Chairman
2014年1月 WISC Partners, LP General Partner (現任)
2015年6月 Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd. Director (現任)
2015年6月 Tigo Energy, Inc. Director (現任)
2015年9月 MRS Business Advisors CEO (現任)
2017年5月 Nasdaq, Inc. Chairman
2020年6月 当社 社外取締役 (現任)
2023年1月 Nasdaq, Inc. Lead Independent Director (現任)

【重要な兼職の状況】

Nasdaq, Inc. Lead Independent Director
Tigo Energy, Inc. Director
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd. Director

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

マイケル・スプリンター氏は、海外の上場会社でグローバル企業の経営者陣を長年務め、半導体業界において国際事業に豊富な経験を有していることに加えて、NASDAQ社の会長を務め、上場会社を監督する側の知見を有しています。当社の基本戦略の審議への有益な貢献および独立した立場から当社の経営を監督することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。



候補者番号

7

ひがし

東

え

み

こ

恵美子

(1958年11月6日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

—

取締役会出席状況

—

【略歴、当社における地位及び担当】

1981年4月	モービル石油株式会社（現 ENEOS株式会社）	入社
1982年1月	McKinsey & Co.	入社
1985年8月	Lehman Brothers	入社
1988年2月	Wasserstein Perella & Co.,	Director
1994年5月	Merrill Lynch & Co.	Managing Director
2000年4月	Gilo Ventures, LLC	CEO
2003年1月	Tohmon Capital Partners, LLC	Managing Director（現任）
2016年6月	武田薬品工業株式会社	社外取締役（現任）（2026年6月24日退任予定）
2017年7月	Rambus Inc.	Director（現任）
2025年7月	経済産業省産業構造審議会	総会委員（現任）

【重要な兼職の状況】

Tohmon Capital Partners, LLC Managing Director Rambus Inc. Director

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

東恵美子氏は、米国を拠点に、半導体やハイテク企業のM&Aに携わり、シリコンバレーにて戦略コンサルティング会社を共同設立された経験を有しておられ、金融業界、半導体業界およびデータ・テクノロジーについての高度な知識と幅広い経験を有しておられます。その知見を当社の企業価値向上のための戦略立案に活かすとともに、独立した立場から当社の経営を監督することが期待できるため、社外取締役候補者いたしました。

- ・各候補者との間に特別の利害関係はありません。
- ・鈴木洋氏、マイケル・スプリンター氏及び東恵美子氏は、当社取締役会で承認された独立性判断基準を満たす独立社外取締役候補者であります。当社は、鈴木洋氏及びマイケル・スプリンター氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において両氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。また、当社は、本総会において、東恵美子氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定する予定であります。
- ・当社は、杉本勇次氏、末包昌司氏、鈴木洋氏及びマイケル・スプリンター氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償する責任を負う旨の責任限定契約をそれぞれ締結しております。本総会において、杉本勇次氏、末包昌司氏、鈴木洋氏及びマイケル・スプリンター氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、当社は、本総会において、東恵美子氏の選任が承認された場合、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

・当社は、現在、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、当社取締役を含む被保険者が会社の役員としての地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本総会において、ステイシー・スミス氏、杉本勇次氏、末包昌司氏、鈴木洋氏及びマイケル・スプリンター氏の再任並びに太田裕雄氏及び東恵美子氏の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】スキルマトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、本定時株主総会後における当社取締役は下表のとおりとなります。各取締役が任意の指名・報酬諮問委員会及び取締役会において定めた、以下のスキルを発揮することにより、中長期的な利益の拡大と継続的な企業価値の向上を実現します。

	太田 裕雄	Stacy J. Smith	杉本 勇次	末包 昌司	鈴木 洋	Michael R. Splinter	東 恵美子
研究開発	✓	✓				✓	
サプライチェーンマネジメント（調達・ロジ）	✓	✓			✓		
グローバル	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ファイナンス・資本政策	✓	✓	✓	✓	✓		✓
M&A/他社とのアライアンス	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
半導体関連（素材・装置メーカーを含む）	✓	✓			✓	✓	✓
IT/DX/情報セキュリティー		✓			✓		✓
キャピタルマーケット・インサイト		✓	✓	✓		✓	✓
グローバル・インテリジェンス	✓	✓	✓			✓	✓
製造・生産オペレーション	✓	✓		✓	✓	✓	
営業・マーケティング	✓	✓		✓		✓	
企業経営（執行）	✓	✓	✓		✓	✓	✓
人材マネジメント	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
財務・会計		✓	✓	✓	✓		✓
企業法務・コンプライアンス						✓	✓
ガバナンス（監督）		✓	✓	✓	✓	✓	✓
企業戦略	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓

（注）表中の✓印は、当該取締役のすべての知識・経験・専門性を表すものではありません。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役畑野耕逸氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



所有する当社の株式数

0株

やまもと ちづこ
山本 千鶴子

(1965年11月18日生)

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位】

1988年4月 広島県庁 入庁
1992年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所
1996年4月 公認会計士 登録
2010年7月 有限責任監査法人トーマツ パートナー
2019年7月 日本公認会計士協会東京会 常任役員
2019年10月 日本公認会計士協会法規・制度委員会 委員
2020年6月 山本千鶴子公認会計士事務所 所長（現任）
2020年8月 小津産業株式会社 社外監査役（現任）
2021年6月 東京製綱株式会社 社外取締役（現任）
2023年6月 TDK株式会社 社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

山本千鶴子公認会計士事務所 所長
小津産業株式会社 社外監査役
東京製綱株式会社 社外取締役
TDK株式会社 社外監査役

監査役候補者とした理由

山本千鶴子氏は、公認会計士として財務および会計に関する高い知見を有するとともに、監査に関する豊富な経験を有しております。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、会計、監査等の専門的な見地から社外監査役の職務を遂行し、当社のコンプライアンス体制の強化に寄与いただけるものと判断したため、監査役候補者となりました。

- ・ 山本千鶴子氏との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 山本千鶴子氏は、社外監査役候補者であります。同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本総会において、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。
- ・ 本総会において山本千鶴子氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償する責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。
- ・ 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、当社監査役を含む被保険者が会社の役員としての地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本総会において山本千鶴子氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を含む）は、2025年6月27日開催の第7期定時株主総会において、年額1,500百万円以内（うち社外取締役分は年額36百万円以内）とすることにつきご承認いただいております。

当社は、経営体制の一層の強化を図るため、独立社外取締役を1名増員することを本定時株主総会においてご提案しております。

つきましては、取締役の員数の増加に伴う固定報酬、業績連動報酬及びその他報酬を合算した報酬等の総額を、年額1,518百万円以内（うち社外取締役分は年額54百万円以内）に改定いたしたく存じます。

なお、第5号議案乃至第9号議案をご承認いただいた場合に改定する株式報酬は、固定報酬、業績連動報酬及びその他報酬の総額とは別枠となります。

第2号議案を原案どおりにご承認いただきますと、取締役の員数は7名（うち社外取締役は3名）となります。

また、本議案は、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定した独立役員（以下、「独立役員」という。）を委員長とし、取締役3名以上で、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会の諮問・答申を経て、当社取締役会にて承認した上で、本定時株主総会に付議しております。

当社は、第5号議案乃至第9号議案をご承認いただくことを条件として、2026年5月15日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、下記「第5号乃至第9号議案に係るご参考」に記載のとおり決議しております。本議案は、当該方針に沿うものであり、その内容は相当であると考えております。

なお、本議案でご承認いただく当社取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬を含むものとします。

取締役の個人別の報酬については、独立役員を委員長とし、取締役3名以上で、かつその過半数を独立役員で構成される任意の指名・報酬諮問委員会が取締役会より委任を受け、上記の範囲内で決定することとします。

第5号議案

取締役に対する勤務継続型株式報酬（当初の対象期間である第7期定時株主総会終了後から本定時株主総会までの期間）に係る報酬等の額改定の件

（１）提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2025年6月27日開催の第7期定時株主総会において、当社取締役に対する当社普通株式（以下、「当社株式」という。）及び金銭を事後に交付する勤務継続型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入し、本制度に係る報酬額（株式取得のための金銭報酬債権及び金銭の総額）の上限（使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。以下同じ）を各対象期間（「対象期間」とは、下記（２）１．で定義する。）につき2,785百万円（うち社外取締役の上限は327百万円）（以下、「RSU上限額」という。）とすることにつきご承認いただいております。

RSU上限額は、当社の競合企業群の株価推移を参考に、「当社株式の株価が合理的に実現し得る最高値」として4,000円を仮定して計算しておりましたが、当社株式の価値は順調に上昇し、現在、当該金額を大きく上回る水準となっており、本制度に係る報酬の総額がRSU上限額を超過することが見込まれます。

そこで、今般、当社は、当社の取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確化し、当社の取締役が株主の皆様と同じ目線を持つことにより、株主の皆様との一層の価値共有を推進するという本制度の目的に鑑み、本制度に係る報酬額（株式取得のための金銭報酬債権及び金銭の総額）の上限を各対象期間につき「基準交付株式数（「基準交付株式数」とは、下記（２）３．①で定義する。）の上限（320千株）に交付時株価（「交付時株価」とは、下記（２）３．②で定義する。）を乗じた額（うち社外取締役の上限は「基準交付株式数の上限（40千株）に交付時株価を乗じた額）」と改定させていただくとともに、同改定の効力を第7期定時株主総会の開催日である2025年6月27日に遡って適用することについて、ご承認をお願い申し上げます。

なお、本議案に基づく報酬等の額の改定は、当初の対象期間である当社第7期定時株主総会終了後から本定時株主総会までの期間のみを対象として適用するものとし、その後の対象期間に係る本制度に基づく報酬等の額及び内容につきましては第7号議案に基づく改定を適用するものいたします。

また、本議案を原案どおりにご承認いただきますと、本改定の対象となる取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、昨年ご承認頂いた制度を本年改定する理由は、当社株価が昨年4月末時点と比較して本年4月末時点で約20倍と非常に大きく上昇したことにより、昨年設定した本制度に係る報酬額の上限を維持した場合には、株価上昇へのインセンティブとしての意義が低下してしまうこと、また、更なる株価上昇へのインセンティブとなるように本制度に係る報酬額の上限は株価に連動して変動するように変更するためであります。また、本制度に基づき、当社第7期定時株主総会終了後から本定時株主総会までの期間において割当てる当社株式の総数の上限につきましては、当社第7期定時株主総会でご承認いただいた320千株（うち社外取締役の上限は40千株）から変更はございません。

当社は、本議案をご承認いただくことを条件として、2026年5月15日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、下記「第5号乃至第9号議案に係るご参考」に記載のとおり変更することを決議しております。本制度の仕組みは、以下記載のとおり、当該方針に沿うよう設計されたものであり、その内容は相当であると考えております。

また、本議案は、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会の諮問・答申を経て、当社取締役会にて承認した上で、本定時株主総会に付議しております。

(2) 本改定の内容

当社第7期定時株主総会でご提案をし、ご承認いただいた本制度の内容を下記のとおりに一部改定します（下線は変更箇所を示します。）。

1. 本制度の仕組み

本制度は、当社定時株主総会終了後から翌年に開催する当社定時株主総会終了時までの期間（以下、「対象期間」という。なお、当初の対象期間は、当社第7期定時株主総会終了後から本定時株主総会までの期間とする。）に係る報酬として、連続する3年間（以下、「勤務継続期間」という。なお、当初の勤務継続期間は、当社第7期定時株主総会終了後から3年後の当社定時株主総会までの3年間とする。）の勤務継続を条件として当社株式及び金銭を勤務継続期間終了後に交付する株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット）です。

具体的には、以下にて定める算定方法により当社株式及び金銭を交付するため、勤務継続期間終了後に取締役に対して金銭報酬債権及び金銭を支給することとし、当社による新株式発行又は自己株式処分に際してその金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付する予定です。

2. 本制度に係る金銭報酬債権及び金銭の総額の算定方法並びに株式総数の上限

各取締役に支給する金銭報酬債権及び金銭の総額の上限は各対象期間につき「基準交付株式数の上限（320千株）に交付時株価を乗じた額（うち社外取締役の上限は「基準交付株式数の上限（40千株）に交付時株価を乗じた額」）」、割当てる当社株式の総数の上限を各対象期間につき320千株（うち社外取締役の上限は40千株）とします。その他、当社の発行済株式総数が株式併合又は株式分割（株式無償割当を含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整します。また、下記3.の算定式に定める数の当社株式の交付及び金銭の支給により、上記の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限を超えるおそれがある場合、当該上限を超えない範囲で交付する株式数又は支給する金銭の額を比例按分等取締役会において定める合理的な方法により減少させるものとします。

3. 本制度における交付する株式数及び金銭報酬の額の算定方法

本制度において、勤務継続を条件に交付する株式数及び支給する金銭の額を以下の算定式に基づいて算出の上、交付及び支給します。

【最終交付株式数（1株未満の場合は、1株に切上げ）】

基準交付株式数（①）×45%（※）

※取締役が生じる納税資金負担を考慮しております。なお、非居住者は現地法制を踏まえて全額金銭で支給する場合もあります。

【最終支給金額】

（基準交付株式数（①）－最終交付株式数）×交付時株価（②）

① 基準交付株式数

以下の式により算出されます。

個人別株式報酬基準額（ア）÷基準株価（イ）

（ア） 個人別株式報酬基準額

客観性及び透明性を確保するために、取締役会から委任を受けた、独立役員を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会が取締役の職責等に応じて決定します。

(イ) 基準株価

対象期間開始当初において、上記個人別株式報酬基準額の具体的な金額を定める取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値、以下同じ）又は当該取締役会決議直前の一定期間における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均若しくは当社株式の上場当時の公募価格等を参考として決定します。

② 交付時株価

勤務継続期間終了後2カ月以内に開催される当社株式の交付を目的とした新株式発行又は自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

4. 取締役に対する当社株式及び金銭の支給条件

勤務継続期間が終了し、以下の全ての支給条件を満たした場合、各取締役に対して金銭報酬債権（その金額は、上記3.で定める最終交付株式数に交付時株価を乗じて算定される金額とする。）を支給し、その全部を現物出資させることで、各取締役に上記3.で定める最終交付株式数の当社株式を交付するとともに、上記3.で定める最終支給金額の金銭を支給します。

- (1) 取締役がその任期（対象期間、及び勤務継続期間中に再任された場合にはその任期の全て）において継続して当社取締役の地位にあること
- (2) 当社取締役会にて定める一定の非違行為がないこと
- (3) その他勤務継続型株式報酬としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

但し、上記(1)にかかわらず、勤務継続期間中に取締役が病気等やむを得ない事情により退任する場合には、当社取締役会にて金銭報酬債権、金銭の額及び当社株式の数並びにこれらの支給及び割当の時期を必要に応じて合理的に調整します。また、勤務継続期間中又は本制度に基づき当社株式及び金銭を交付するより前に取締役が死亡により退任した場合には、本制度に基づき当社株式及び金銭の交付を受ける権利は消滅し、相続人等に対する当社株式及び金銭の支給は行いません。

なお、取締役による重大な不正・法令違反等があった場合に、本制度に基づく当社株式及び金銭の交付を受ける権利を没収する「マルス条項」及び本制度によって交付された株式又は支給された金銭の返還を請求する「クローバック条項」を設定する予定です。

5. 組織再編等における取扱い

勤務継続期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約（分割型分割に限る。）又は当社が特定の株主に支配されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得若しくは株式売渡請求（以下、「組織再編等」という。）に関する事項が当社株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会の承認を要さない場合は、当社の取締役会）で承認された場合（但し、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づき当社株式の交付及び金銭の支給の日よりも前に到来することが予定されている時に限る。）、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、上記2.の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限の範囲内で、当社取締役会にて金銭報酬債権、金銭の額及び当社株式の数並びにこれらの支給及び割当の時期を必要に応じて合理的に調整します。

第6号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬（当初の対象期間である第7期定時株主総会終了後から本定時株主総会までの期間）に係る報酬等の額改定の件

（1）提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2025年6月27日開催の第7期定時株主総会において、当社取締役（執行役員を兼務しない取締役を除く。以下本議案について同様とする。）に対する業績目標達成度に応じて算定される数の当社普通株式（以下、「当社株式」という。）及び金銭を事後に交付する業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入し、本制度に係る報酬額（株式取得のための金銭報酬債権及び金銭の総額）の上限（使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。以下同じ）について、各対象期間（「対象期間」とは、下記（2）1. で定義する。）につき8,851百万円（以下、「PSU上限額」という。）とすることにつきご承認いただいております。

PSU上限額は、当社の競合企業群の株価推移を参考に、「当社株式の株価が合理的に実現し得る最高値」として4,000円を仮定して計算しておりましたが、当社株式の株価は順調に上昇し、現在、当該金額を大きく上回る水準となっており、本制度に係る報酬の総額がPSU上限額を超過することが見込まれます。

そこで、今般、当社は、当社の取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確化し、当社の取締役が株主の皆様と同じ目線を持つことにより、株主の皆様との一層の価値共有を推進するという本制度の目的に鑑み、本制度に係る報酬額（株式取得のための金銭報酬債権及び金銭の総額）の上限を各対象期間につき「基準交付株式数（「基準交付株式数」とは、下記（2）3. ①で定義する。）の上限（1,000千株）に交付・支給率（「交付・支給率」とは、下記（2）3. ②で定義する。）を乗じた数に、交付時株価（「交付時株価」とは、下記（2）3. ③で定義する。）を乗じた額」と改定させていただくとともに、同改定の効力を第7期定時株主総会の開催日である2025年6月27日に遡って適用することについて、ご承認をお願い申し上げます。

なお、本議案に基づく報酬等の額の改定は、当初の対象期間である当社第7期定時株主総会終了後から本定時株主総会までの期間のみを対象として適用するものとし、その後の対象期間に係る本制度に基づく報酬等の額及び内容につきましては第9号議案に基づく改定を適用するものいたします。

また、本議案を原案どおりにご承認いただきますと、本改定の対象となる取締役の員数は2名となります。

なお、昨年ご承認頂いた制度を本年改定する理由は、第5号議案と同様に、当社株価が昨年4月末時点と比較して本年4月末時点で約20倍と非常に大きく上昇したことにより、昨年設定した本制度に係る報酬額の上限を維持した場合には、株価上昇へのインセンティブとしての意義が低下してしまうこと、また、更なる株価上昇へのインセンティブとなるように本制度に係る報酬額の上限は株価に連動して変動するように変更するためであります。また、本制度に基づき、当社第7期定時株主総会終了後から本定時株主総会までの期間において割当てる当社株式の総数の上限につきましては、当社第7期定時株主総会でご承認いただいた1,000千株から変更はございません。

当社は、本議案をご承認いただくことを条件として、2026年5月15日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、下記「第5号乃至第9号議案に係るご参考」に記載のとおり変更することを決議しております。本制度の仕組みは、以下記載のとおり、当該方針に沿うよう設計されたものであり、その内容は相当であると考えております。

また、本議案は、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会の諮問・答申を経て、当社取締役会にて承認した上で、本定時株主総会に付議しております。

（2）本改定の内容

当社第7期定時株主総会でご提案をし、ご承認いただいた本制度の内容を下記のとおり一部改定します（下線は変更箇所を示します。）。

1. 本制度の仕組み

本制度は、当社定時株主総会終了後から翌年に開催する当社定時株主総会終了時までの期間（以下、「対象期間」という。なお、当初の対象期間は、当社第7期定時株主総会終了後から本定時株主総会までの期間とする。）に係る報酬として、3年間から5年間までの間で、当社取締役会が定める一定の期間（以下、「勤務継続期間」という。なお、当初の勤務継続期間は、当社第7期定時株主総会終了後から3年後の当社定時株主総会までの3年間とする。）の勤務継続を条件に、3年間から5年間までの間で、当社取締役会が定める一定の期間（以下、「業績評価期間」という。なお、当初の業績評価期間は、当社第7期定時株主総会終了後から3年後の当社定時株主総会までの3年間とする。）の業績目標達成度に応じて算定される数の当社株式及び金銭を業績評価期間終了後に交付する株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）です。

具体的には、以下にて定める算定方法により当社株式及び金銭を交付するため、業績評価期間終了後に取締役に対して金銭報酬債権及び金銭を支給することとし、当社による新株式発行又は自己株式処分に際してその金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付する予定です。

2. 本制度に係る金銭報酬債権及び金銭の総額の算定方法並びに株式総数の上限

各取締役に支給する金銭報酬債権及び金銭の総額の上限は各対象期間につき「基準交付株式数の上限（1,000千株）に交付・支給率を乗じた数に、交付時株価を乗じた額」、割当てる当社株式の総数の上限を各対象期間につき1,000千株とします。その他、当社の発行済株式総数が株式併合又は株式分割（株式無償割当を含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整します。また、下記3. の算定式に定める数の当社株式の交付及び金銭の支給により、上記の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限を超えるおそれがある場合、当該上限を超えない範囲で交付する株式数又は支給する金銭の額を比例按分等取締役会において定める合理的な方法により減少させるものとします。

3. 本制度における交付する株式数及び金銭報酬の額の算定方法

本制度において、各業績目標を用いて各業績評価期間終了後の達成度に応じて交付する株式数及び支給する金銭の額を以下の算定式に基づいて算出の上、交付及び支給します。

【最終交付株式数（1株未満の場合は、1株に切上げ）】

基準交付株式数（①）×交付・支給率（②）×45%（※）

※取締役が生じる納税資金負担を考慮しております。なお、非居住者は現地法制を踏まえて全額金銭で支給する場合もあります。

【最終支給金額】

（基準交付株式数（①）×交付・支給率（②）- 最終交付株式数）×交付時株価（③）

① 基準交付株式数

以下の式により算出されます。

個人別株式報酬基準額（ア）÷基準株価（イ）

（ア） 個人別株式報酬基準額

客観性及び透明性を確保するために、取締役会から委任を受けた、独立役員を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会が取締役の職責等に応じて決定します。

（イ） 基準株価

対象期間開始当初において、上記個人別株式報酬基準額の具体的な金額を定める取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値、以下同じ）又は当該取締役会決議直前の一定期間における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均若しくは当社株式の上場当時の公募価格等を参考として決定します。

② 交付・支給率

各業績評価期間における当社財務・当社株式の株価等を指標とした業績目標達成度に応じて、客観性及び透明性を確保するために、取締役会から委任を受けた、独立役員を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で

構成する任意の指名・報酬諮問委員会が予め定めた範囲で算出し、当初の業績評価期間（2025年6月から2028年6月までの3年間）においては、下表に則り交付・支給率を決定します。

業績評価期間中の東京証券取引所における 当社株式の普通取引の連続する60日間の終値平均の最高値 *なお、判定は業績評価期間開始日を起点とする		交付・支給率
以上	未満	
2,501円	—	100%
2,223円	2,501円	75%
1,945円	2,223円	50%
1,667円	1,945円	25%
—	1,667円	0%

③ 交付時株価

勤務継続期間終了後2カ月以内に開催される当社株式の交付を目的とした新株式発行又は自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

4. 取締役に対する当社株式及び金銭の支給条件

勤務継続期間が終了し、以下の全ての支給条件を満たした場合、各取締役に対して金銭報酬債権（その金額は、上記3.で定める最終交付株式数に交付時株価を乗じて算定される金額とする。）を支給し、その全部を現物出資させることで、各取締役に上記3.で定める最終交付株式数の当社株式を交付するとともに、上記3.で定める最終支給金額の金銭を支給します。

- (1) 取締役がその任期（対象期間、及び勤務継続期間中に再任された場合にはその任期の全て）において継続して当社取締役の地位にあること
- (2) 当社取締役会にて定める一定の非違行為がないこと
- (3) その他業績連動型株式報酬としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

但し、上記(1)にかかわらず、勤務継続期間中に取締役が病気等やむを得ない事情により退任する場合には、当社取締役会にて金銭報酬債権、金銭の額及び当社株式の数並びにこれらの支給及び割当の時期を必要に応じて合理的に調整します。また、勤務継続期間中又は本制度に基づき当社株式及び金銭を交付するより前に取締役が死亡により退任した場合には、本制度に基づき当社株式及び金銭の交付を受ける権利は消滅し、相続人等に対する当社株式及び金銭の支給は行いません。

なお、取締役による重大な不正・法令違反等があった場合に、本制度に基づく当社株式及び金銭の交付を受ける権利を没収する「マルス条項」及び本制度によって交付された株式又は支給された金銭の返還を請求する「クローバック条項」を設定する予定です。

5. 組織再編等における取扱い

勤務継続期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約（分割型分割に限る。）又は当社が特定の株主に支配されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得若しくは株式売渡請求（以下、「組織再編等」という。）に関する事項が当社株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会の承認を要さない場合は、当社の取締役会）で承認された場合（但し、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づき当社株式の交付及び金銭の支給の日よりも前に到来することが予定されている時に限る。）、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、上記2.の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総額の上限の範囲内で、当社取締役会にて金銭報酬債権、金銭の額及び当社株式の数並びにこれらの支給及び割当の時期を必要に応じて合理的に調整します。

取締役に対する勤務継続型株式報酬に係る報酬等の額及び内容改定の件

当社の取締役の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を含む）は2025年6月27日開催の当社第7期定時株主総会において年額1,500百万円以内（うち社外取締役分は年額36百万円以内）とすることにつきご承認いただいておりますが、第4号議案を原案どおりにご承認いただきますと、年額1,518百万円以内（うち社外取締役分は年額54百万円以内）となります。

また、当社は、上記とは別枠で、第7期定時株主総会において、当社取締役に対する当社普通株式（以下、「当社株式」という。）及び金銭を事後に交付する勤務継続型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入し、本制度に係る報酬額（株式取得のための金銭報酬債権及び金銭の総額）の上限（使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。以下同じ）を各対象期間（「対象期間」とは、下記1. で定義する。）につき2,785百万円（うち社外取締役の上限は327百万円）とすること、割当てる当社株式の総数の上限を各対象期間につき320千株（うち社外取締役の上限は40千株）とすること、並びに当社取締役（執行役員を兼務しない取締役を除く）に対し、対象期間に係る報酬として、3年間から5年間までの間で、当社取締役会が定める一定の期間の勤務継続を条件に、3年間から5年間までの間で、当社取締役会が定める一定の期間の業績目標達成度に応じて算定される数の当社株式及び金銭を業績評価期間終了後に交付する業績連動型株式報酬制度を導入し、同制度に係る報酬額の上限を対象期間につき8,851百万円、割り当てる当社株式の総数の上限を1,000千株とすることにつき、それぞれご承認をいただいております。

今般、当社の取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確化し、当社の取締役が株主の皆様と同じ目線を持つことにより、株主の皆様との一層の価値共有を推進するという本制度の目的に鑑み、第4号議案の取締役の報酬の額及び第9号議案の取締役の報酬の額とは別枠にて、本制度に係る報酬額（株式取得のための金銭報酬債権及び金銭の総額）の上限を各対象期間につき「基準交付株式数（「基準交付株式数」とは、下記3. ①で定義する。）の上限（320千株）に交付時株価（「交付時株価」とは、下記3. ②で定義する。）を乗じた額（うち社外取締役の上限は「基準交付株式数の上限（40千株）に交付時株価を乗じた額」）以内」と改定させていただきたく存じます。なお、各対象期間につき対象者に割当てる当社株式の総数の上限につきましては、当社第7期定時株主総会でご承認いただいた320千株（うち社外取締役の上限は40千株）から変更はございません。

また、今般、当社の取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確化し、当社の取締役が株主の皆様と同じ目線を持つことにより、株主の皆様との一層の価値共有を推進するという本制度の目的に鑑み、最終交付株式数（「最終交付株式数」とは、下記3. で定義する。）を算出する際の交付割合の比率を「45%」から「45%～100%の間で、別途取締役会が定める割合」とすることに改定させていただきたく存じます。

なお、第2号議案を原案どおりにご承認いただきますと、本制度の対象となる取締役の員数は7名（うち社外取締役は3名）となります。

昨年ご承認頂いた制度を本年改定する理由は、当社株価が昨年4月末時点と比較して本年4月末時点で約20倍と非常に大きく上昇したことにより、昨年設定した本制度に係る報酬額の上限を維持した場合には、株価上昇へのインセンティブとしての意義が低下してしまうこと、また、更なる株価上昇へのインセンティブとなるように本制度に係る報酬額の上限は株価に連動して変動するように変更するためであります。

なお、当社は、本議案をご承認いただくことを条件として、2026年5月15日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、下記「第5号乃至第9号議案に係るご参考」に記載のとおり変更することを決議しております。本制度の仕組みは、以下記載のとおり、当該方針に沿うよう設計されたものであり、その内容は相当であると考えております。また、本制度に基づき新株式発行又は自己株式処分される当社株式は、各対象期間当たり最大320千株であり、その希薄化率は本議案の決議時点で最大0.06%にとどまります。加えて、本議案及び第9号議案を原案どおりご承認いただいた場合も、それら議案に基づき新株式発行又は自己株式処分される当社株式は最大1,320千株であり、その希薄化率は本議案の決議時点で最大0.24%にとどまります。

また、本議案は、客観性及び透明性を確保するために、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定した独立役員（以下、「独立役員」という。）を委員長とし、取締役3名以上で、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会の諮問・答申を経て、当社取締役会にて承認した上で、本定時株主総会に付議しております。

【報酬等の額及び株式数の上限 改定前後比較表（改定部分は下線で示しております。）】

	改定前	改定後
取締役に対して付与する株式取得のための金銭報酬債権及び金銭の総額の上限	各対象期間につき2,785百万円（うち社外取締役の上限は327百万円）	各対象期間につき基準交付株式数の上限（320千株）に交付時株価を乗じた額（うち社外取締役の上限は基準交付株式数の上限（40千株）に交付時株価を乗じた額）
取締役に対して割当てる当社株式の総数の上限	各対象期間につき320千株（うち社外取締役の上限は40千株）	各対象期間につき320千株（うち社外取締役の上限は40千株）

1. 改定後の本制度の仕組み

本制度は、当社定時株主総会終了後から翌年に開催する当社定時株主総会終了時までの期間（以下、「対象期間」という。）に係る報酬として、連続する3年間（以下、「勤務継続期間」という。）の勤務継続を条件として当社株式及び金銭を勤務継続期間終了後に交付する株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット）です。

具体的には、以下にて定める算定方法により当社株式及び金銭を交付するため、勤務継続期間終了後に取締役に対して金銭報酬債権及び金銭を支給することとし、当社による新株式発行又は自己株式処分に際してその金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付する予定です。

2. 改定後の本制度に係る金銭報酬債権及び金銭の総額の算定方法並びに株式総数の上限

各取締役に支給する金銭報酬債権及び金銭の総額の上限は各対象期間につき「基準交付株式数の上限（320千株）に交付時株価を乗じた額（うち社外取締役の上限は「基準交付株式数の上限（40千株）に交付時株価を乗じた額）」、割当てる当社株式の総数の上限を各対象期間につき320千株（うち社外取締役の上限は40千株）とします。その他、当社の発行済株式総数が株式併合又は株式分割（株式無償割当を含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整します。また、下記3. の算定式に定める数の当社株式の交付及び金銭の支給により、上記の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限を超えるおそれがある場合、当該上限を超えない範囲で交付する株式数又は支給する金銭の額を比例按分等取締役会において定める合理的な方法により減少させるものとします。

3. 改定後の本制度における交付する株式数及び金銭報酬の額の算定方法

本制度において、勤務継続を条件に交付する株式数及び支給する金銭の額を以下の算定式に基づいて算出の上、交付及び支給します。また、今般、当社の取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確化し、当社の取締役が株主の皆様と同じ目線を持つことにより、株主の皆様との一層の価値共有を推進するという本制度の目的に鑑み、以下の最終交付株式数を算出する際の交付割合の比率を「45%」から「45%～100%の間で、別途取締役会で定める割合」とすることに改定させていただきます。

【最終交付株式数（1株未満の場合は、1株に切上げ）】

基準交付株式数（①）×交付割合（※）

※取締役に生じる納税資金負担を考慮し、45%～100%の間で、別途取締役会で定める割合としております。なお、非居住者は現地法制を踏まえて全額金銭で支給する場合もあります。

【最終支給金額】

（基準交付株式数（①）- 最終交付株式数）×交付時株価（②）

① 基準交付株式数

以下の式により算出されます。

個人別株式報酬基準額（ア）÷基準株価（イ）

（ア）個人別株式報酬基準額

客観性及び透明性を確保するために、取締役会から委任を受けた、独立役員を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会が取締役の職責等に応じて決定します。

(イ) 基準株価

対象期間開始当初において、上記個人別株式報酬基準額の具体的な金額を定める取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値、以下同じ）又は当該取締役会決議直前若しくは当社定時株主総会開催日直前の一定期間における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均等を参考として決定します。

② 交付時株価

勤務継続期間終了後2カ月以内に開催される当社株式の交付を目的とした新株式発行又は自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

4. 改定後の取締役に対する当社株式及び金銭の支給条件

勤務継続期間が終了し、以下の全ての支給条件を満たした場合、各取締役に対して金銭報酬債権（その金額は、上記3. で定める最終交付株式数に交付時株価を乗じて算定される金額とする。）を支給し、その全部を現物出資させることで、各取締役に上記3. で定める最終交付株式数の当社株式を交付するとともに、上記3. で定める最終支給金額の金銭を支給します。

- (1) 取締役がその任期（対象期間、及び勤務継続期間中に再任された場合にはその任期の全て）において継続して当社取締役の地位にあること
- (2) 当社取締役会にて定める一定の非違行為がないこと
- (3) その他勤務継続型株式報酬としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

但し、上記(1)にかかわらず、勤務継続期間中に取締役が病気等やむを得ない事情により退任する場合には、当社取締役会にて金銭報酬債権、金銭の額及び当社株式の数並びにこれらの支給及び割当の時期を必要に応じて合理的に調整します。また、勤務継続期間中又は本制度に基づき当社株式及び金銭を交付するより前に取締役が死亡により退任した場合には、本制度に基づき当社株式及び金銭の交付を受ける権利は消滅し、相続人等に対する当社株式及び金銭の支給は行いません。

なお、取締役による重大な不正・法令違反等があった場合に、本制度に基づく当社株式及び金銭の交付を受ける権利を没収する「マルス条項」及び本制度によって交付された株式又は支給された金銭の返還を請求する「クローバック条項」を設定します。

5. 改定後の組織再編等における取扱い

勤務継続期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約（分割型分割に限る。）又は当社が特定の株主に支配されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得若しくは株式売渡請求（以下、「組織再編等」という。）に関する事項が当社株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会の承認を要さない場合は、当社の取締役会）で承認された場合（但し、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づき当社株式の交付及び金銭の支給の日よりも前に到来することが予定されている時に限る。）、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、上記2. の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限の範囲内で、当社取締役会にて金銭報酬債権、金銭の額及び当社株式の数並びにこれらの支給及び割当の時期を必要に応じて合理的に調整します。

社外取締役に対する勤務継続型株式報酬に係る内容改定の件

(1) 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社の取締役の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を含む）は2025年6月27日開催の当社第7期定時株主総会において年額1,500百万円以内（うち社外取締役分は年額36百万円以内）とすることにつきご承認いただいておりますが、第4号議案を原案どおりにご承認いただきますと、年額1,518百万円以内（うち社外取締役分は年額54百万円以内）となります。また、当社は、上記とは別枠で、第7期定時株主総会において、当社取締役に対する当社普通株式（以下、「当社株式」という。）及び金銭を事後に交付する勤務継続型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入し、本制度に係る報酬額（株式取得のための金銭報酬債権及び金銭の総額）の上限（使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。以下同じ）を各対象期間（「対象期間」とは、下記1. で定義する。）につき2,785百万円（うち社外取締役の上限は327百万円）とすること、割当てる当社株式の総数の上限を各対象期間につき320千株（うち社外取締役の上限は40千株）とすること、並びに当社取締役（執行役員を兼務しない取締役を除く）に対し、対象期間に係る報酬として、3年間から5年間までの間で、当社取締役会が定める一定の期間の勤務継続を条件に、3年間から5年間までの間で、当社取締役会が定める一定の期間の業績目標達成度に応じて算定される数の当社株式及び金銭を業績評価期間終了後に交付する業績連動型株式報酬制度を導入し、同制度に係る報酬額の上限を対象期間につき8,851百万円、割り当てる当社株式の総数の上限を1,000千株とすることにつき、それぞれご承認をいただいております。

今般、第7号議案を原案どおりにご承認いただきました場合、社外取締役の任期及び責任期間と勤務継続を条件とする期間を整合するため、社外取締役に対する連続する3年間（以下、「勤務継続期間」という。）の勤務継続の条件を連続する1年間に改定させていただきたく存じます。なお、第2号議案を原案どおりにご承認いただきますと、本制度の対象となる社外取締役の員数は3名となります。

当社は、本議案をご承認いただくことを条件として、2026年5月15日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、下記「第5号乃至第9号議案に係るご参考」に記載のとおり変更することを決議しております。本制度の仕組みは、以下記載のとおり、当該方針に沿うよう設計されたものであり、その内容は相当であると考えております。

また、本議案は、客観性及び透明性を確保するために、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定した独立役員（以下、「独立役員」という。）を委員長とし、取締役3名以上で、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会の諮問・答申を経て、当社取締役会にて承認した上で、本定時株主総会に付議しております。

なお、本議案が原案どおり承認されることを条件として、社外取締役に対しては、第7号議案に定めのない事項及び第7号議案のうち本議案と抵触する事項については、本議案に定める内容を適用するものとし、第7号議案のうち、社外取締役に関する内容を定める部分はその効力を失うものいたします。具体的には、本議案に基づき本制度に係る社外取締役に対する報酬額（株式取得のための金銭報酬債権及び金銭の総額）の上限を各対象期間につき「基準交付株式数の上限（40千株）に交付時株価を乗じた額」と設定するとともに、第7号議案の対象者から社外取締役は除外され、また同議案の、各取締役に支給する金銭報酬債権及び金銭の総額の上限、及び、割当てる当社株式の総数の上限については、同議案で社外取締役の上限とする数を減ずるものとします。

(2) 本改定の内容

第7号議案でご提案をした内容のうち、改定する事項は下記のとおりです（下線は変更箇所を示します。）。

1. 改定後の本制度の仕組み

本制度は、当社定時株主総会終了後から翌年に開催する当社定時株主総会終了時までの期間（以下、「対象期間」という。）に係る報酬として、連続する3年間（以下、「勤務継続期間」という。）但し、社外取締役の勤務継続期間は、連続する1年間とし、当初の勤務継続期間は本定時株主総会終了後から1年後の当社定時株主総会までの1年間とする。の勤務継続を条件として当社株式及び金銭を勤務継続期間終了後に交付する株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット）です。

具体的には、以下にて定める算定方法により当社株式及び金銭を交付するため、勤務継続期間終了後に取締役に対して金銭報酬債権及び金銭を支給することとし、当社による新株式発行又は自己株式処分に際してその金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付する予定です。

2. 改定後の本制度に係る金銭報酬債権及び金銭の総額の算定方法並びに株式総数の上限
第7号議案の2. をご参照ください。
3. 改定後の本制度における交付する株式数及び金銭報酬の額の算定方法
第7号議案の3. をご参照ください。
4. 改定後の取締役に対する当社株式及び金銭の支給条件
第7号議案の4. をご参照ください。
5. 改定後の組織再編等における取扱い
第7号議案の5. をご参照ください。

第8号議案に係るご参考：社外取締役の株式保有ガイドライン

社外取締役については、2026年5月15日開催の取締役会において、社外取締役が在任中、株主との利害を共有し、経営の監督及び助言を行うことを目的として、「社外取締役の株式保有ガイドライン」を制定することについて決議しており、原則として、当社における基本報酬年額の5倍相当額以上の当社株式等を保有する義務を負うこととしております。「社外取締役の株式保有ガイドライン」の概要については、下記をご参照ください。

社外取締役の株式保有ガイドライン（制定日：2026年5月15日）

1. 目的

本ガイドラインは、社外取締役が在任中、株主との利害を共有し、経営の監督及び助言を行うことを目的として、社外取締役における自社株式等（以下、「株式等」といい、3. に定義する。）の保有に関する基本的な取扱いを定めるものである。

2. 適用対象

本ガイドラインは、社外取締役に限り適用され、その他の取締役及び執行役員には適用しない。

3. 対象となる株式等

本ガイドラインの対象となる株式等は、以下を対象とする。

- ① 本ガイドラインが制定された日以前より保有している株式報酬（RSU）のユニットの45%
- ② 当社普通株式

4. 株式等保有水準

社外取締役は、前条に定める株式等について、原則として、当社における基本報酬年額の5倍相当額以上を保有しなければならない。

5. 保有義務

社外取締役は、在任中、前項に定める保有水準を満たすまでの間、株式等について、原則として売却、譲渡その他の処分を行わないものとする。

6. 例外

前二項の規定にかかわらず、相続、法令上の要請その他やむを得ない事由がある場合には、取締役会の承認を得たうえで、3. ②に定める株式の処分を行うことができる。

7. 細目的事項

本ガイドラインの運用等に係る細目的事項については、別途取締役会において定めるものとする。

以上

取締役に対する業績連動型株式報酬に係る報酬等の額及び内容改定の件

当社の取締役の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を含む）は2025年6月27日開催の当社第7期定時株主総会において年額1,500百万円以内（うち社外取締役分は年額36百万円以内）とすることにつきご承認いただいておりますが、第4号議案を原案どおりにご承認いただきますと、年額1,518百万円以内（うち社外取締役分は年額54百万円以内）となります。

また、当社は、上記とは別枠で、第7期定時株主総会において、当社取締役に対する当社普通株式（以下、「当社株式」という。）及び金銭を事後に交付する勤務継続型株式報酬制度を導入し、同制度に係る報酬額（株式取得のための金銭報酬債権及び金銭の総額）の上限（使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。以下同じ）について、各対象期間（「対象期間」とは、下記1. で定義する。）につき2,785百万円（うち社外取締役の上限は327百万円）とすること、割当てる当社株式の総数の上限を各対象期間につき320千株（うち社外取締役の上限は40千株）とすること、並びに当社取締役（執行役員を兼務しない取締役を除く。以下本議案について同様とする。）に対し、対象期間に係る報酬として、3年間から5年間までの間で、当社取締役会が定める一定の勤務継続を条件に、3年間から5年間までの間で、当社取締役会が定める一定の期間の業績目標達成度に応じて算定される数の当社株式及び金銭を業績評価期間終了後に交付する業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入し、本制度に係る報酬額の上限を対象期間につき8,851百万円、割り当てる当社株式の総数の上限を1,000千株とすることにつき、それぞれご承認いただいております。

今般、当社の取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確化し、当社の取締役が株主の皆様と同じ目線を持つことにより、株主の皆様との一層の価値共有を推進するという本制度の目的に鑑み、第4号議案の取締役の報酬の額及び第7号議案の取締役の報酬の額とは別枠にて、本制度に係る報酬額（株式取得のための金銭報酬債権及び金銭の総額）の上限を各対象期間につき「基準交付株式数（「基準交付株式数」とは、下記3. ①で定義する。）の上限（1,000千株）に交付・支給率（「交付・支給率」とは、下記3. ②で定義する。）を乗じた数に、交付時株価（「交付時株価」とは、下記3. ③で定義する。）を乗じた額」に改定させていただきたく存じます。なお、各対象期間につき対象者に割当てる当社株式の総数の上限につきましては、当社第7期定時株主総会でご承認いただいた1,000千株から変更はございません。

また、今般、当社の取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確化し、当社の取締役が株主の皆様と同じ目線を持つことにより、株主の皆様との一層の価値共有を推進するという本制度の目的に鑑み、最終交付株式数（「最終交付株式数」とは、下記3. で定義する。）を算出する際の交付割合の比率を「45%」から「45%～100%の間で、別途取締役会で定める割合」とすることに改定させていただきたく存じます。

なお、第2号議案を原案どおりにご承認いただきますと、本制度の対象となる取締役の員数は2名となります。

昨年ご承認頂いた制度を本年改定する理由は、第7号議案と同様に、当社株価が昨年4月末時点と比較して本年4月末時点で約20倍と非常に大きく上昇したことにより、昨年設定した本制度に係る報酬額の上限を維持した場合には、株価上昇へのインセンティブとしての意義が低下してしまうこと、また、更なる株価上昇へのインセンティブとなるように本制度に係る報酬額の上限は株価に連動して変動するように変更するためであります。

なお、当社は、本議案をご承認いただくことを条件として、2026年5月15日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、下記「第5号乃至第9号議案に係るご参考」に記載のとおり変更することを決議しております。本制度の仕組みは、以下記載のとおり、当該方針に沿うよう設計されたものであり、その内容は相当であると考えております。また、本制度に基づき新株式発行又は自己株式処分される当社株式は、各対象期間当たり最大1,000千株であり、その希薄化率は本議案の決議時点で最大0.18%にとどまります。加えて、第7号議案及び本議案を原案どおりご承認いただいた場合も、それら議案に基づき新株式発行又は自己株式処分される当社株式は最大1,320千株であり、その希薄化率は本議案の決議時点で最大0.24%にとどまります。

また、本議案は、客観性及び透明性を確保するために、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定した独立役員（以下、「独立役員」という。）を委員長とし、取締役3名以上で、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会の諮問・答申を経て、当社取締役会にて承認した上で、本定時株主総会に付議しております。

【報酬等の額及び株式数の上限 改定前後比較表（改定部分は下線で示しております。）】

	改定前	改定後
取締役（執行役員を兼務しない取締役を除く）に対して付与する株式取得のための金銭報酬債権及び金銭の総額の上限	各対象期間につき8,851百万円	各対象期間につき基準交付株式数の上限（1,000千株）に交付・支給率を乗じた数に、交付時株価を乗じた額
取締役（執行役員を兼務しない取締役を除く）に対して割当てる当社株式の総数の上限	各対象期間につき1,000千株	各対象期間につき1,000千株

1. 改定後の本制度の仕組み

本制度は、当社定時株主総会終了後から翌年に開催する当社定時株主総会終了時までの期間（以下、「対象期間」という。）に係る報酬として、3年間から5年間までの間で、当社取締役会が定める一定の期間（以下、「勤務継続期間」という。）の勤務継続を条件に、3年間から5年間までの間で、当社取締役会が定める一定の期間（以下、「業績評価期間」という。）の業績目標達成度に応じて算定される数の当社株式及び金銭を業績評価期間終了後に交付する株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）です。

具体的には、以下にて定める算定方法により当社株式及び金銭を交付するため、業績評価期間終了後に取締役に対して金銭報酬債権及び金銭を支給することとし、当社による新株式発行又は自己株式処分に際してその金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付する予定です。

2. 改定後の本制度に係る金銭報酬債権及び金銭の総額の算定方法並びに株式総数の上限

各取締役に支給する金銭報酬債権及び金銭の総額の上限は各対象期間につき「基準交付株式数の上限（1,000千株）に交付・支給率を乗じた数に、交付時株価を乗じた額」、割当てる当社株式の総数の上限を各対象期間につき1,000千株とします。その他、当社の発行済株式総数が株式併合又は株式分割（株式無償割当を含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整します。また、下記3. の算定式に定める数の当社株式の交付及び金銭の支給により、上記の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限を超えるおそれがある場合、当該上限を超えない範囲で交付する株式数又は支給する金銭の額を比例按分等取締役会において定める合理的な方法により減少させるものとします。

3. 改定後の本制度における交付する株式数及び金銭報酬の額の算定方法

本制度において、各業績目標を用いて各業績評価期間終了後の達成度に応じて交付する株式数及び支給する金銭の額を以下の算定式に基づいて算出の上、交付及び支給します。また、今般、当社の取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確化し、当社の取締役が株主の皆様と同じ目線を持つことにより、株主の皆様との一層の価値共有を推進するという本制度の目的に鑑み、以下の最終交付株式数を算出する際の交付割合の比率を「45%」から「45%～100%の間で、別途取締役会で定める割合」とすることに改定させていただきたく存じます。

【最終交付株式数（1株未満の場合は、1株に切上げ）】

基準交付株式数（①）×交付・支給率（②）×交付割合（※）

※取締役に生じる納税資金負担を考慮し、45%～100%の間で、別途取締役会で定める割合としております。なお、非居住者は現地法制を踏まえて全額金銭で支給する場合もあります。

【最終支給金額】

(基準交付株式数 (①) × 交付・支給率 (②) - 最終交付株式数) × 交付時株価 (③)

① 基準交付株式数

以下の式により算出されます。

個人別株式報酬基準額 (ア) ÷ 基準株価 (イ)

(ア) 個人別株式報酬基準額

客観性及び透明性を確保するために、取締役会から委任を受けた、独立役員を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会が取締役の職責等に応じて決定します。

(イ) 基準株価

対象期間開始当初において、上記個人別株式報酬基準額の具体的な金額を定める取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値、以下同じ）又は当該取締役会決議直前若しくは当社定時株主総会開催日直前の一定期間における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均等を参考として決定します。

② 交付・支給率

各業績評価期間における当社財務・当社株式の株価等を指標とした業績目標達成度に応じて、客観性及び透明性を確保するために、独立役員を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会が予め定めた範囲で算出し、各業績評価期間に係る業績目標及び交付・支給率は、下表に則り決定します。

業績評価期間中の東京証券取引所における 当社株式の普通取引の連続する60日間の終値平均の最高値 *なお、判定は業績評価期間開始日を起点とし、金額は1円単位未満を四捨五入する。		交付・支給率
以上	未満	
④の金額	—	100%
③の金額	④ ①に150%相当の比率を乗じた金額	75%
②の金額	③ ①に133%相当の比率を乗じた金額	50%
①の金額	② ①に117%相当の比率を乗じた金額	25%
—	① 当社定時株主総会開催日（対象期間初日）の前営業日までの東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の連続する60日間の終値平均株価に1円を加算した金額	0%

③ 交付時株価

勤務継続期間終了後2カ月以内に開催される当社株式の交付を目的とした新株式発行又は自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

4. 改定後の取締役に対する当社株式及び金銭の支給条件

勤務継続期間が終了し、以下の全ての支給条件を満たした場合、各取締役に対して金銭報酬債権（その金額は、上記3.で定める最終交付株式数に交付時株価を乗じて算定される金額とする。）を支給し、その全部を現物出資させることで、各取締役に上記3.で定める最終交付株式数の当社株式を交付するとともに、上記3.で定める最終支給金額の金銭を支給します。

- (1) 取締役がその任期（対象期間、及び勤務継続期間中に再任された場合にはその任期の全て）において継続して当社取締役の地位にあること
- (2) 当社取締役会にて定める一定の非違行為がないこと

- (3) その他業績連動型株式報酬としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

但し、上記(1)にかかわらず、勤務継続期間中に取締役が病気等やむを得ない事情により退任する場合には、当社取締役会にて金銭報酬債権、金銭の額及び当社株式の数並びにこれらの支給及び割当の時期を必要に応じて合理的に調整します。また、勤務継続期間中又は本制度に基づき当社株式及び金銭を交付するより前に取締役が死亡により退任した場合には、本制度に基づき当社株式及び金銭の交付を受ける権利は消滅し、相続人等に対する当社株式及び金銭の支給は行いません。

なお、取締役による重大な不正・法令違反等があった場合に、本制度に基づく当社株式及び金銭の交付を受ける権利を没収する「マルス条項」及び本制度によって交付された株式又は支給された金銭の返還を請求する「クローバック条項」を設定します。

5. 改定後の組織再編等における取扱い

勤務継続期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約（分割型分割に限る。）又は当社が特定の株主に支配されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得若しくは株式売渡請求（以下、「組織再編等」という。）に関する事項が当社株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会の承認を要さない場合は、当社の取締役会）で承認された場合（但し、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づき当社株式の交付及び金銭の支給の日よりも前に到来することが予定されている時に限る。）、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、上記 2. の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限の範囲内で、当社取締役会にて金銭報酬債権、金銭の額及び当社株式の数並びにこれらの支給及び割当の時期を必要に応じて合理的に調整します。

第5号乃至第9号議案に係るご参考：取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

1. 基本方針

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、持続的な企業価値の向上を実現するため、また、業務執行・経営監督の機能に応じて、それぞれが適切に発揮されるよう、役員報酬制度を定めています。また、本役員報酬制度は当社の事業成長・市場環境等を踏まえて定期的にアップデートします。

2. 報酬等の内容

(ア) 報酬の水準

当社ビジネスを牽引する優秀な経営人材のアトラクション及びリテンションを目的に、グローバル企業として適切な報酬競争力を備えるよう設計します。具体的には、半導体又はその関連業界における国内外のグローバル企業の報酬水準を参考に決定します。

(イ) 報酬の構成

執行役員を兼務する取締役の報酬は、中長期の業績及び企業価値向上に対する責任を負う観点から「固定報酬」、単年度の業績目標達成度に応じて支給する「業績連動報酬」、一定期間の勤務継続を条件に支給する「勤務継続型株式報酬（リストラクテッド・ストック・ユニット（以下、「RSU」といいます。）」）及び一定期間の業績目標達成度に応じて支給する「業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット（以下、「PSU」といいます。）」）で構成されます。

執行役員を兼務しない取締役の報酬は、業務執行の監督を担う観点から「固定報酬」及び一定期間の勤務継続を条件に支給する「勤務継続型株式報酬（RSU）」で構成されます。

なお、執行役員を兼務する取締役及び執行役員を兼務しない取締役それぞれの報酬の種類別の支給割合は、上記(ア)報酬の水準と同様に、半導体又はその関連業界における国内外のグローバル企業の報酬構成を参考に決定します。

① 固定報酬

「固定報酬」は、役員報酬の基本要素として、担うべき機能・役割等に応じて支給する金銭報酬です。

なお、同報酬は毎月一定の時期に支給します。

② 業績連動報酬

「業績連動報酬」は、各事業年度の業績目標達成度に応じて支給する業績連動型の金銭報酬です。同報酬の額は、予め設定した連結利益・キャッシュフロー等の当事業業績及び経営上の重要施策に係る個人業績指標の達成度に基づき算出する支給率に応じて変動します。具体的な指標とその上限値・目標値・下限値、計算式及び支給率の変動幅と、これらの指標に基づく業績の評価及び個人業績目標の達成度に基づく個人の評価について、取締役会は、客観性及び透明性を確保するために、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定した独立役員（以下、「独立役員」という。）を委員長とし、取締役3名以上で、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会に決定を委任します。

なお、同報酬は当該事業年度に係る定時株主総会後の一定の時期に支給します。

③ 勤務継続型株式報酬（RSU）

「勤務継続型株式報酬（RSU）」は、一定期間の勤務継続を条件に支給する事後交付型株式報酬です。同報酬の額は、固定報酬に一定の割合を乗じた額を各事業年度の基準額とします。

なお、同報酬は当該事業年度に係る定時株主総会後の一定の時期にユニット（株式報酬制度に基づき当社の株式及び金銭の交付を受ける権利のことをいい、以下同じとします。）として支給し、予め設定した勤務継続期間終了後に当社株式及び取締役が生じる納税資金負担を考慮した金銭を交付する場合があります。但し、非居住者は現地法制を踏まえて全額金銭で支給する場合があります。

④ 業績連動型株式報酬（PSU）

「業績連動型株式報酬（PSU）」は、一定期間の業績目標達成度に応じて支給する業績連動型の事後交付型株式報酬です。同報酬の額は、固定報酬に一定の割合を乗じた額を各事業年度の基準額として、予め設定した当社財務・当社株式の株価等の指標の達成度に基づき算出する支給率に応じて変動します。

なお、同報酬は当該事業年度に係る定時株主総会後の一定の時期にユニットとして支給し、予め設定した業績評価期間終了後に当社株式及び取締役が生じる納税資金負担を考慮した金銭を交付する場合があります。但し、非居住者は現地法制を踏まえて全額金銭で支給する場合があります。

（ウ） その他特別報酬

取締役に対するリテンション等の個別事由を勘案して、金銭による特別かつ一時的な報酬を支給する場合があります。具体的な金銭の額及び支給時期について、取締役会は、客観性及び透明性を確保するために、独立役員を委員長とし、取締役3名以上で、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会に決定を委任します。

3. 報酬ガバナンス

（ア） 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法

取締役の個人別の報酬額について、取締役会は、客観性及び透明性を確保するために、独立役員を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会に決定を委任します。

（イ） 権利没収及び報酬返還条項（マルス・クローバック条項）

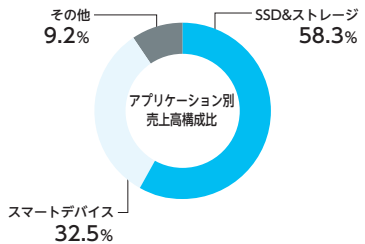
当社は、取締役による重大な不正・法令違反等があった場合は、取締役会決議により、業績連動報酬並びに勤務継続型及び業績連動型株式報酬（RSU及びPSU）のユニットの全部又は一部を没収する「マルス条項」及び支給済みの金銭若しくは株式の全部又は一部の返還を請求する「クローバック条項」を設定します。

以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 | 企業集団の現況 |

	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前期比増減 (+ : 増加、 - : 減少)
売上収益	2兆3,376億円	+6,312億円
Non-GAAP営業利益	8,762億円	+4,232億円
営業利益	8,704億円	+4,186億円
税引前利益	7,841億円	+4,134億円
当期利益	5,545億円	+2,822億円
Non-GAAP親会社の所有者 に帰属する当期利益	5,596億円	+2,936億円
親会社の所有者に帰属する 当期利益	5,545億円	+2,822億円



(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）並びに関連会社及び共同支配の取決めに対する持分を含む経営成績等の状況の概要は次のとおりです。

当社グループはメモリ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略していますが、売上収益を製品の用途に応じたアプリケーション別に区分しています。「SSD & ストレージ」には主にPC、データセンター、エンタープライズ向けSSD製品及びメモリ製品が含まれています。「スマートデバイス」にはスマートフォン、タブレット、テレビ等の民生機器、車載、産業機器等の用途で使用される制御機能付きの組み込み式メモリ製品が含まれています。「その他」にはSDメモリカード、USBメモリ等のリテール向け製品及び製造合弁会社3社経由で計上されるSandiskグループ向けの売上等が含まれています。また、当社グループは、経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下、「Non-GAAP指標」という。）及びIFRSに基づく指標の双方によって、連結経営成績を開示しています。

Non-GAAP指標は、当社グループの本来の収益力を評価しやすくするためにIFRSに基づく数

値から、非経常的な項目やその他特定の調整項目を控除もしくは調整したものです。

経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。Non-GAAP指標は、当社グループの経営上の社内指標であり、IFRSに基づく会計項目ではなく、また、監査法人の監査又は期中レビューを受けた数値ではありません。そのため、当社グループの実際の財政状態や経営成績を正確に示していない可能性があります。なお、非経常的な項目とは、買収等に伴い発生したPPA（Purchase Price Allocation）による影響額や重要な税制の変更影響額など、控除もしくは調整すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことで、その他特定の調整項目とは、勤務継続型株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度における報酬の当年度費用計上額など、適用する会計基準等により差異が生じ易く企業間の比較可能性が低いと当社グループが判断する利益や損失のことで、

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）における世界経済は、先進国において、足元では労働市場に減速が見られ、物価上昇が個人消費に影響を与えているものの、旺盛なAI需要を中心とした設備投資が堅調さを維持し、景気は底堅く推移しました。新興国においては、輸出は総じて増加しているものの、住宅市場の低迷が長引く中で投資が縮小しており個人消費が伸び悩み、全体としては弱い動きが続いています。また、中東地域やウクライナをはじめとした地政学リスクは引き続き高く、世界経済における不透明な見通しが続いています。当連結会計年度において米ドルの平均為替レートは前期比で円高に推移しました。

フラッシュメモリ市場において、前年度末に発生した顧客の在庫調整が正常化し、スマートフォン、PC向け需要の回復に加え、データセンター及びエンタープライズ向けではAI用途によるサーバーの需要が増加しており、市場の拡大が継続しております。

当連結会計年度の売上収益は2兆3,376億円（前期比6,312億円増加）となりました。この大幅な増収は主に、生成AI用途を中心としたデータセンター向け顧客の力強い需要による販売単価の大幅な上昇や出荷量（記憶容量ベース）が増加したことによるものです。

営業利益は8,704億円（前期比4,186億円改善）となりました。この大幅な改善は、前述の増収の影響などによるものです。

税引前利益は7,841億円（前期比4,134億円改善）となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は5,545億円（前期比2,822億円改善）となりました。

また、PPA影響額等（△11億円）、株式報酬費用（△47億円）を除くNon-GAAP営業利益は8,762億円（前期比4,232億円改善）、さらにNon-GAAP親会社の所有者に帰属する当期利益は5,596億円（前期比2,936億円改善）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における支払いベースでの当社グループの設備投資の総額は2,837億円となり、昨年度の2,256億円より581億円増加しました。この増加は、足元の需要回復並びに今後の需要動向を見据えて設備投資を拡充したことによるものです。主な内容は、四日市工場と北上工場の建物及び製造設備への投資です。

中長期では、NANDフラッシュメモリの需要拡大に応え当社競争力を強化するための設備投資の継続が重要であるため、投資効率の改善を進め、規律ある設備投資を維持します。

(主要設備投資)

	概要
当期 継続拡充	製造設備、建屋内装関連設備

③ 資金調達の状況

当社は、既存借入金の借換え及び株式会社日本政策投資銀行（以下、「DBJ」という。）が保有する当社の非転換型優先株式取得を目的として、2025年7月17日付で株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及びDBJと長期借入契約を締結し、4,475億円の借入を実行しました。また2025年7月24日に発行した米ドル建て無担保普通社債により、22億米ドルの資金調達を行いました。

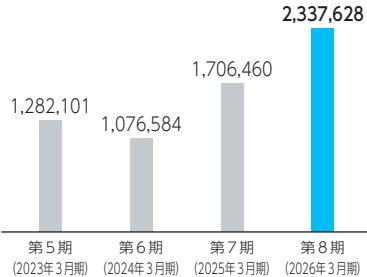
当連結会計年度末における社債及び借入金の残高は1兆476億円となりました。

④ 重要な企業再編等の状況

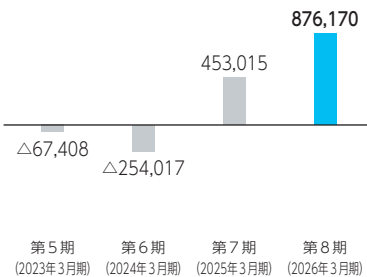
該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

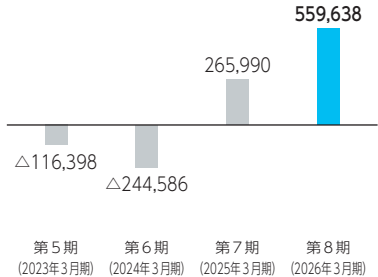
売上収益 (単位: 百万円)



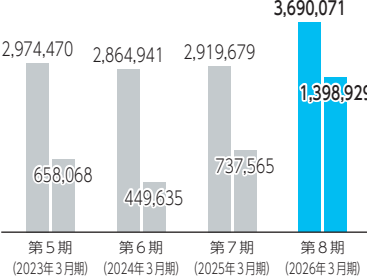
Non-GAAP営業利益 (△損失) (単位: 百万円)



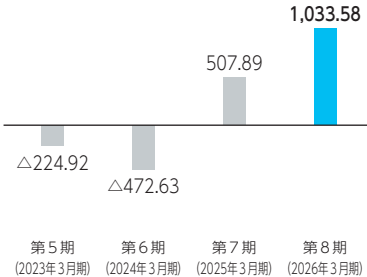
Non-GAAP親会社の所有者に帰属する当期利益 (△損失) (単位: 百万円)



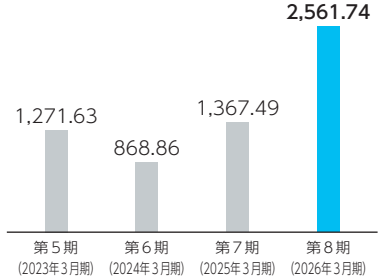
資産合計/親会社の所有者に帰属する持分 (単位: 百万円)



Non-GAAP基本的1株当たり当期利益 (△損失) (単位: 円)



1株当たり親会社所有者帰属持分 (単位: 円)



区 分		第 5 期 (2023年 3 月期)	第 6 期 (2024年 3 月期)	第 7 期 (2025年 3 月期)	第 8 期 (当期) (2026年 3 月期)
売上収益	(百万円)	1,282,101	1,076,584	1,706,460	2,337,628
Non-GAAP営業利益 (△損失)	(百万円)	△67,408	△254,017	453,015	876,170
営業利益 (△損失)	(百万円)	△99,015	△252,698	451,748	870,369
Non-GAAP親会社の所有者に帰属する当期利益 (△損失)	(百万円)	△116,398	△244,586	265,990	559,638
親会社の所有者に帰属する当期利益 (△損失)	(百万円)	△138,141	△243,728	272,315	554,490
Non-GAAP基本的1株当たり当期利益 (△損失)	(円)	△ 224.92	△ 472.63	507.89	1,033.58
基本的1株当たり当期利益 (△損失)	(円)	△266.94	△470.97	519.96	1,024.07
資産合計	(百万円)	2,974,470	2,864,941	2,919,679	3,690,071
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	658,068	449,635	737,565	1,398,929
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	1,271.63	868.86	1,367.49	2,561.74

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社等の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率 (%)(注1)	主要な事業の内容
キオクシア(株) (注2)	10,000 百万円	100.0	メモリ・SSD製品の研究、開発、設計、製造 及び販売等
キオクシア岩手(株)	10 百万円	100.0	メモリ製品の製造
キオクシアエンジニアリング(株)	200 百万円	100.0	メモリ製品の開発、設計、製造及びCIM開発 等のエンジニアリング業務受託
キオクシアエネルギー・マネジ メント(株)	10 百万円	100.0	エネルギーマネジメント事業
キオクシアシステムズ(株)	100 百万円	100.0	メモリ製品の設計・開発、顧客サポート等
キオクシアエトワール(株)	20 百万円	100.0	開発センター清掃業務、ヘルスキーパー
キオクシアアメリカ社	－	100.0	メモリ・SSD製品の研究、開発及び販売
キオクシアヨーロッパ社	25 千ユーロ	100.0	メモリ・SSD製品の販売
キオクシアテクノロジーUK社	1 ポンド	100.0	SSD製品の開発

会社名	資本金	議決権比率 (%)(注1)	主要な事業の内容
キオクシアイスラエル社	3,555 千新シェケル	100.0	SSD製品向けソフトウェアの開発
キオクシア中国社	58,363 千人民元	100.0	メモリ・SSD製品の販売
キオクシア韓国社	3,000 百万ウォン	100.0	メモリ・SSD製品の販売
キオクシアシンガポール社	1,500 千米ドル	100.0	メモリ・SSD製品の販売
キオクシア台湾社	1,128,357 千台湾ドル	100.0	メモリ・SSD製品の販売
キオクシア半導体台湾社	28,000 千台湾ドル	100.0	メモリ後工程における生産外注委託品の生産 管理
Solid State Storage Technology Corporation	987,404 千台湾ドル	100.0	SSD製品の製造、販売及び研究開発
その他 6社			

(注) 1. 上記の議決権比率は、子会社が保有する議決権との合計であります。

2. キオクシアアジア社は、2025年7月末日をもって全ての営業活動を終了しました。現在は清算に向けた準備を進めているため、当事業年度より「重要な子会社」から除外しております。

3. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、以下のとおりであります。

特定完全子会社の名称	キオクシア株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区芝浦3-1-21 田町ステーションタワーS
特定完全子会社の株式の帳簿価額	879,850百万円
当社の当事業年度末日に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額	1,667,459百万円

4. 上記の重要子会社を含む当事業年度末日における連結子会社は22社、関連会社等は6社です。

(4) 対処すべき課題

① 拡大する市場についての対応

中期的なフラッシュメモリ市場は引き続き拡大が見込まれており、当社は競争力のある第8世代BiCS FLASH™の量産及び販売、市場要求に合った新製品の投入、特に市場伸長が見込まれるデータセンター・エンタープライズSSDの新製品の投入により、市場伸長に合わせた成長率を目指します。また、クライアントSSD市場及びデータセンター・エンタープライズSSD市場、特にAIによる高い需要を背景としたHDDでは対応できない性能領域で拡大が見込まれる4ビット／セル（QLC）製品の開発及び市場展開を進めます。さらに、大規模言語モデルの開発、学習、推論用途でデータセンター、エンタープライズ向け大容量ストレージの需要の高まりに加え、AIを搭載したエッジデバイスなど、当社グループは市場の変化を逃すことなく、業界主要企業との関係構築に努めながら、新たな需要の喚起、新規創出によるビジネス拡大を積極的に推進します。

② 開発競争力の強化

3次元フラッシュメモリは高積層化に伴い開発難易度が高まり、競争は激化しています。その中でコストや性能における競争力を維持していく技術開発が重要と考えています。高ビット密度化、低消費電力化、高速インターフェース向けの技術開発を推進し、最先端の規格や市場要求に対応していきます。新メモリの研究開発や、BiCS FLASH™応用製品の開発、新材料やAI、システム技術の研究にも積極的に取り組みます。これらの研究開発を強化するため、2024年4月に先端技術研究所を新設、また社内におけるAI活用やデジタルトランスフォーメーションの推進を行うことで、次世代メモリ等の研究開発、新規事業につながる技術創出を強化していきます。

③ 財務健全性の確保

引き続き財務の健全性を高めてまいります。資本構成の最適化並びにより有利な条件の実現及び財務コストの削減に取り組み、全体的な財務の安定性を高めていきます。また、強固な財務指標を維持し、財務管理を慎重に行うことにより、信用力の向上に努めます。

財務健全性の確保のため、安定的かつ柔軟なキャッシュ・フローの創出に注力します。具体的には、現在の投資効率を維持しつつ、設備投資については政府からの補助金も活用しながら引き続き規律あるアプローチを採用した上で、最適な在庫管理を実施し、需要と供給のバランスの維持を図ります。

④ 生産能力拡大及び地政学リスクへの対応

拡大するフラッシュメモリ市場に対応し、需要に沿った生産能力の拡大を図ります。今後、適切なタイミングでキオクシア北上工場（岩手県）の拡張を行います。また、競争力のある最先端のBiCS FLASH™製品を市場に投入することでコスト競争力を維持しながら、投資効率を改善し、設備投資額の最適化を行います。半導体は情報通信技術やエネルギー、国防など多くの分野

で必要不可欠であり、当社は、日本国内における最先端フラッシュメモリの開発・生産の強化を通じて、半導体関連産業の発展に貢献してまいります。後工程拠点は、米中対立や台湾有事等の地政学リスクを見据えた後工程拠点計画を推進し、リスク低減を図ります。2024年2月には、キオクシア四日市工場（三重県）及びキオクシア北上工場における第8世代及び第9世代BiCS FLASH™を生産する設備投資計画、また北上工場の第2製造棟の設備投資計画が、経済産業大臣により、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」に基づく「特定半導体生産施設整備等計画」に認定され、整備を進めております。

また、米中対立、中東情勢悪化、各国関税等の地政学リスクや地震等の自然災害によるサプライチェーンへの影響が、当社の調達コストの増加や製品供給網に影響を与える可能性があります。これらに対応すべく、複数の調達先確保や部品の共通化及び部品点数の削減により調達コストの改善や強靱なサプライチェーンの構築を進めます。

⑤ サステナビリティの取り組み

当社グループは、中長期的な事業活動を支える基盤を強化し、国際社会の一員としてステークホルダーの皆さまからの要請に応えていくため、サステナビリティ経営に取り組んでおります。

昨今、環境・社会に関する様々な課題が深刻化する中、当社グループは気候変動への取り組みを経営の最重要課題の一つと位置付けており、気候関連財務情報開示タスクフォース（以下、「TCFD」という。）提言賛同の表明をしています。当社グループはこのTCFD提言に基づき、気候変動に対して、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4つの視点から分析、取り組みを行い、その情報開示も積極的に進めています。当社グループは、2050年度までにグローバルな事業活動に伴う温室効果ガス排出量をネットゼロにするという目標を設定していますが、この目標を達成するため、地球温暖化係数の高いPFC等ガスの除害装置を対象設備に2011年度以降100%設置しています。また、2040年度までに再生可能エネルギー由来の電力比率を100%とする長期目標の達成に向け、自家消費型太陽光発電システムの導入など、再生可能エネルギーの最適かつ安定的な調達に努めます。

また、変化し続ける事業環境と市場ニーズに迅速に対応し、社会と自社の持続的成長を進めていくためには、技術者をはじめとした様々な人材を確保することが必須となります。当社グループは、多様な人材がそれぞれの力を十分に発揮することが、イノベーションを創出し、企業の成長や社会への新しい価値創造につながるという考えから、それぞれの個性・能力を最大限に発揮するための風土醸成や、女性の経営参画の推進等、ダイバーシティ（多様性）への取り組みを積極的に進めています。

2 | 会社の現況 |

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

種類	発行可能株式総数 (株)
(1)普通株式	2,070,000,000
(2)甲種優先株式	1,200
(3)乙種優先株式	1,800
計	2,070,000,000

(注) 会社法の下では、発行可能種類株式総数の合計は発行可能株式総数と一致する必要はないものとされ、当社におきましても発行可能種類株式総数の合計は発行可能株式総数と一致いたしません。ただし、発行済種類株式総数の合計は発行可能株式総数を超えることができません。

② 発行済株式の総数

種類	発行済株式の総数 (株)
(1)普通株式	546,086,290
(2)甲種優先株式	—
(3)乙種優先株式	—
計	546,086,290

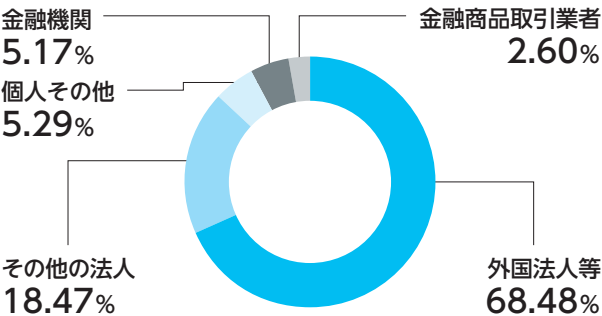
(注) 1. 発行済普通株式の総数の増加は、新株予約権の行使によるものが6,728,880株、勤務継続型株式報酬に基づく株式支給によるものが2,230株です。

2. 甲種優先株式1,200株及び乙種優先株式1,800株の全てにつき、2025年7月25日付で自己株式として取得し、同日付で消却しています。

③ 株主数：普通株式 132,150名
甲種優先株式 一名
乙種優先株式 一名

④ 単元株式数：普通株式 100株
甲種優先株式 1株
乙種優先株式 1株

所有者別の株式保有比率



⑤ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社東芝	普通株式 96,050,140	17.59
BCPE Pangea Cayman2, Ltd.	普通株式 77,400,000	14.17
BCPE Pangea Cayman 1A, L.P.	普通株式 26,789,780	4.91
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	普通株式 20,435,308	3.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	普通株式 17,239,500	3.16
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	普通株式 16,226,957	2.97
MSIP CLIENT SECURITIES	普通株式 12,316,001	2.26
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	普通株式 8,052,535	1.48
BCPE Pangea Cayman 1B, L.P.	普通株式 7,698,220	1.41
BCPE Pangea Cayman, L.P.	普通株式 7,545,100	1.38

(注) 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しており、自己株式161株を控除して計算しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	早 坂 伸 夫	社長執行役員 キオクシア株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
取 締 役	ス テ イ シ ー ・ ス ミ ス (Stacy J. Smith)	会長執行役員 キオクシア株式会社 取締役 会長執行役員 Autodesk Inc. 取締役会長 Intel Corporation 取締役
取 締 役	杉 本 勇 次	ベインキャピタル・ジャパン・ＬＬＣ 日本代表・ アジア太平洋地域代表
取 締 役	末 包 昌 司	ベインキャピタル・ジャパン・ＬＬＣ パートナー 日本プライベート・エクイティ共同責任者
社 外 取 締 役	鈴 木 洋	
社 外 取 締 役	マ イ ケ ル ・ ス プ リ ン タ ー (Michael R. Splinter)	Nasdaq, Inc. Lead Independent Director Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd. Director Tigo Energy, Inc. Director
社 外 監 査 役 (常 勤)	森 田 功	キオクシア株式会社 監査役 日本電波工業株式会社 社外監査役
社 外 監 査 役 (非 常 勤)	畑 野 耕 逸	
監 査 役 (非 常 勤)	中 浜 俊 介	ベインキャピタル・ジャパン・ＬＬＣ パートナー ECHOMARKETING Co., Ltd. Director

- (注) 1. 常勤監査役森田功氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を備えており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 当社は、社外取締役鈴木洋氏及びマイケル・スプリンター氏、社外監査役森田功氏及び畑野耕逸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中の重要な兼職の異動は次のとおりです。
- ステイシー・スミス氏
Wolfspeed, Inc.の取締役を退任（2025年9月）
- 森田功氏
日本電波工業株式会社の社外監査役に就任（2025年6月）
- 中浜俊介氏
ECHOMARKETING Co., Ltd.の取締役に就任（2026年3月）
4. 当事業年度後の2026年4月1日付で、早坂伸夫氏が社長執行役員を退任し、下記のとおり、地位並

びに担当及び重要な兼職の状況に変更がありました。

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
早坂伸夫	代表取締役	キオクシア株式会社 代表取締役

なお、2026年6月開催予定のキオクシアホールディングス株式会社及びキオクシア株式会社の定時株主総会終結の時をもって両社の代表取締役を退任予定です。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役を含む非業務執行取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償する責任を負う旨の責任限定契約をそれぞれ締結しています。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

イ. 被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の全ての取締役、監査役、社外派遣役員、執行役員及び管理職従業員。

ロ. 保険契約の内容の概要

被保険者が会社の役員として行った業務（不作為を含み、執行役員、管理職従業員については会社のために行った業務をいいます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、被保険者が贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行ったことに起因して被った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の役員等としての職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	4,587 (107)	265 (35)	194 (-)	4,128 (72)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	31 (31)	31 (31)	- (-)	- (-)	2 (2)
計 (うち社外役員)	4,618 (138)	296 (66)	194 (-)	4,128 (72)	6 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、執行役員を兼務する取締役の執行役員分報酬を含みます。
2. 対象となる役員の員数には無報酬の役員を含めておりません。
3. 業績連動報酬の算定期間は2024年4月1日～2025年3月31日になります。当該期間における業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標のうち、共通指標（Revenue、NI（Non-GAAP）、EBITDA、FCF）における達成度は133%となります。
4. 上記のほか、取締役（社外取締役を除く）1名に対し、金銭によるその他特別報酬623百万円（当期費用計上額）を支給しております。

ロ. 業績連動報酬等に関する事項

取締役のうち執行役員を兼ねる者については、業績との連動を強化し、計画達成度による会社業績と担当する業務における重点事項の達成度に応じた支給額とすることで、より中長期的な企業価値向上を意識づける報酬構成としています。業績連動報酬の額は、執行役員の業績向上のインセンティブとして、下限は0円、上限は執行役員の役位に応じた額としています。業績連動報酬の具体的な支給額を算出する際の指標は、執行役員に共通指標として設定している利益やキャッシュ・フロー等の計画達成度合いと、執行役員個別に設定している後進の選出、ガバナンスの強化等、経営上重要な施策の進捗状況の二つとしております。上記指標の、利益やキャッシュ・フロー等の計画達成度合いは、当社の業績に明確に反映される重要なものであることから採用しました。

なお、本報酬の基準額に占める当社業績に係る部分は60%であり、支給額は基準額に0～133%を乗じた範囲で変動します。また、本報酬の基準額に占める個人業績に係る部分は40%であり、支給額は基準額に0～100%を乗じた範囲で変動します。2025年度の共通指標における主要目標及び主要実績は以下のとおりです。

共通指標	主要目標		主要実績
	Revenue	16,506億円	23,376億円
	NI (Non-GAAP)	1,244億円	5,596億円
	EBITDA	4,367億円	11,879億円
	FCF	1,972億円	3,950億円

八. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、以下2つの株式報酬制度を導入しています。なお、割当ての際の条件等は、「ホ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

・勤務継続型株式報酬制度：当社定時株主総会終了後から翌年に開催する当社定時株主総会終了時までの期間（以下、「対象期間」という。）にかかる報酬として、連続する3年間（以下本制度において「勤務継続期間」という。）の勤務継続を条件として当社普通株式及び金銭を勤務継続期間終了後に交付する制度。

・業績連動型株式報酬制度：当社取締役（執行役員を兼務しない取締役を除く）に対し、対象期間にかかる報酬として、3年間から5年間までの間で、当社取締役会が定める一定の期間（本制度における勤務継続期間）の勤務継続を条件に、3年間から5年間までの間で、当社取締役会が定める一定の期間（以下、「業績評価期間」という。）の業績目標達成度に応じて算定される数の当社株式及び金銭を業績評価期間終了後に交付する制度。

二. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2025年6月27日付第7期定時株主総会において年額15億円以内（うち社外取締役分は年額36百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与を含む、以下同じ。）。当該株主総会終結時点の取締役員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。

取締役の非金銭報酬の額は、2025年6月27日付第7期定時株主総会において勤務継続型株式報酬にかかる報酬額（株式取得のための金銭報酬債権及び金銭の総額、以下同じ。）の上限を対象期間につき2,785百万円（うち社外取締役の上限は327百万円）、割当てる当社株式の総数の上限を320千株（うち社外取締役の上限を40千株）（決議時点における対象取締役の員数6名（うち社外取締役は2名））と決議しております。また、同株主総会において、業績連動型株式報酬にかかる報酬額の上限を対象期間につき8,851百万円、割り当てる当社株式の総数の上限を1,000千株（決議時点における対象取締役の員数2名）と決議して

おります。

監査役の金銭報酬の額は、2020年6月30日付第2期定時株主総会において年額6,700万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

ホ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を2025年5月23日付の取締役会において、以下のとおり決議しております。

1. 基本方針

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、持続的な企業価値の向上を実現するため、また、業務執行・経営監督の機能に応じて、それぞれが適切に発揮されるよう、役員報酬制度を定めています。また、本役員報酬制度は当社の事業成長・市場環境等を踏まえて定期的にアップデートします。

2. 報酬等の内容

(ア)報酬の水準

当社ビジネスを牽引する優秀な経営人材のアトラクション及びリテンションを目的に、グローバル企業として適切な報酬競争力を備えるよう設計します。具体的には、半導体又はその関連業界における国内外のグローバル企業の報酬水準を参考に決定します。

(イ)報酬の構成

執行役員を兼務する取締役の報酬は、中長期の業績及び企業価値向上に対する責任を負う観点から「固定報酬」、単年度の業績目標達成度に応じて支給する「業績連動報酬」、一定期間の勤務継続を条件に支給する「勤務継続型株式報酬（リストラクテッド・ストック・ユニット（以下、「RSU」という。））」及び一定期間の業績目標達成度に応じて支給する「業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット（以下、「PSU」という。））」で構成されます。

執行役員を兼務しない取締役の報酬は、業務執行の監督を担う観点から「固定報酬」及び一定期間の勤務継続を条件に支給する「勤務継続型株式報酬（RSU）」で構成されます。

なお、執行役員を兼務する取締役及び執行役員を兼務しない取締役それぞれの報酬の種類別の支給割合は、上記(ア)報酬の水準と同様に、半導体又はその関連業界における国内外のグローバル企業の報酬構成を参考に決定します。

①固定報酬

「固定報酬」は、役員報酬の基本要素として、担うべき機能・役割等に応じて支給する金銭報酬です。

なお、同報酬は毎月一定の時期に支給します。

②業績連動報酬

「業績連動報酬」は、各事業年度の業績目標達成度に応じて支給する業績連動型の金銭報酬です。同報酬の額は、予め設定した連結利益・キャッシュフロー等の当社業績及び経営上の重要施策に係る個人業績指標の達成度に基づき算出する支給率に応じて変動します。具体的な指標とその上限値・目標値・下限値、計算式及び支給率の変動幅と、これらの指標に基づく業績の評価及び個人業績目標の達成度に基づく個人の評価について、取締役会は、客観性及び透明性を確保するために、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定した独立役員（以下、「独立役員」という。）を委員長とし、取締役３名以上で、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会に決定を委任します。

なお、同報酬は当該事業年度に係る定時株主総会後の一定の時期に支給します。

③勤務継続型株式報酬（RSU）

「勤務継続型株式報酬（RSU）」は、一定期間の勤務継続を条件に支給する事後交付型株式報酬です。同報酬の額は、固定報酬に一定の割合を乗じた額を各事業年度の基準額とします。

なお、同報酬は当該事業年度に係る定時株主総会後の一定の時期にユニット（株式報酬制度に基づき当社の株式及び金銭の交付を受ける権利のことをいい、以下同じとします。）として支給し、予め設定した勤務継続期間終了後に当社株式及び取締役が生じる納税資金負担を考慮した金銭を交付します。但し、非居住者は現地法制を踏まえて全額金銭で支給する場合があります。

④業績連動型株式報酬（PSU）

「業績連動型株式報酬（PSU）」は、一定期間の業績目標達成度に応じて支給する業績連動型の事後交付型株式報酬です。同報酬の額は、固定報酬に一定の割合を乗じた額を各事業年度の基準額として、予め設定した当社財務・当社株式の株価等の指標の達成度に基づき算出する支給率に応じて変動します。具体的な指標とその上限値・目標値・下限値、計算式及び支給率の変動幅について、取締役会は、客観性及び透明性を確保するために、独立役員を委員長とし、取締役３名以上で、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会に決定を委任します。

なお、同報酬は当該事業年度に係る定時株主総会後の一定の時期にユニットとして支給し、予め設定した業績評価期間終了後に当社株式及び取締役が生じる納税資金負担を考慮した金銭を交付します。但し、非居住者は現地法制を踏まえて全額金銭で支給する場合があります。

(ウ)その他特別報酬

取締役に対するリテンション等の個別事由を勘案して、金銭による特別かつ一時的な報酬を支給する場合があります。具体的な金銭の額及び支給時期について、取締役会は、客観性及び透明性を確保するために、独立役員を委員長とし、取締役３名以上で、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会に決定を委任します。

3. 報酬ガバナンス

(ア)取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法

取締役の個人別の報酬額について、取締役会は、客観性及び透明性を確保するために、独立役員を委員長とし、取締役３名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会に決定を委任します。

(イ)権利没収及び報酬返還条項（マルス・クローバック条項）

当社は、取締役による重大な不正・法令違反等があった場合は、取締役会決議により、業績連動報酬並びに勤務継続型及び業績連動型株式報酬（RSU及びPSU）のユニットの全部又は一部を没収する「マルス条項」及び支給済みの金銭若しくは株式の全部又は一部の返還を請求する「クローバック条項」を設定します。

ヘ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は2024年11月22日に、独立社外取締役を委員長とし、取締役又は監査役３名以上で、かつその過半数は東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定した者で構成される任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役会は、取締役の個人別の報酬決定に関し、2025年５月15日付の取締役会において、同委員会が取締役のみで構成されていることを条件として、同委員会に対し、各取締役の基本報酬の額及び執行役員を兼ねる各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。同委員会に委任した理由は、取締役の個人別の報酬決定に関し客観性及び透明性を確保できると判断したためです。

当事業年度における指名・報酬諮問委員会の委員は以下のとおりであります。

委員長 鈴木洋（独立社外取締役）

委員 マイケル・スプリンター（独立社外取締役）

委員 早坂伸夫（代表取締役社長）

※なお、早坂伸夫は、2026年４月１日付で、社長執行役員を退任し、現在は代表取締役を務めております。

当社は、個人別の報酬等を決定する報酬委員会の権限が適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会では、委員の過半数を独立役員とするとともに、委員長も独立役員とし、独立性を確保しております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

ト．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役であるマイケル・スプリンター氏は、Nasdaq, Inc.、Taiwan Semiconductor Manufacturing Co.,Ltd.及びTigo Energy, Inc.の取締役であります。当該重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役である森田功氏は、当社の子会社であるキオクシア株式会社の監査役及び日本電波工業株式会社の社外監査役であります。日本電波工業株式会社と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要 出席状況及び発言状況
取締役 鈴木 洋	当事業年度開催の取締役会20回のうち20回に出席し、広範囲にわたる製造業に関する知見に基づく発言を行っています。また、取締役間の問題意識の共有化等を目的とした会議体（取締役カウンスル）での積極的な発言や指名・報酬諮問委員会の委員長としての役割を通じ、社外取締役としての職責を果たしています。
取締役 マイケル・スプリンター	当事業年度開催の取締役会20回のうち16回に出席し、半導体業界における国際事業の豊富な経験・知見に基づく発言を行っています。また、取締役間の問題意識の共有化等を目的とした会議体（取締役カウンスル）での積極的な発言や指名・報酬諮問委員会の委員としての役割を通じ、社外取締役としての職責を果たしています。
監査役 森 田 功	当事業年度開催の取締役会20回のうち20回、監査役会13回のうち13回に出席し、メモリ・ストレージの知見や経営に関する豊富な知見を活かし、主にガバナンスの健全性確認の観点からの発言を行っています。
監査役 畑 野 耕 逸	当事業年度開催の取締役会20回のうち20回、監査役会13回のうち13回に出席し、人事総務分野に関する高い知見を活かし、主にガバナンスの健全性確認の観点からの発言を行っています。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,617,829	流動負債	1,098,008
現金及び現金同等物	470,707	社債及び借入金	175,452
営業債権及びその他の債権	660,559	営業債務及びその他の債務	594,917
その他の金融資産	7,191	リース負債	43,911
棚卸資産	412,612	その他の金融負債	28,338
その他の流動資産	66,760	未払法人所得税	104,516
非流動資産	2,072,242	引当金	3,876
有形固定資産	1,055,255	その他の流動負債	146,998
使用権資産	178,092	非流動負債	1,192,984
のれん	395,585	社債及び借入金	872,116
無形資産	11,192	リース負債	161,710
持分法で会計処理されている投資	8,097	退職給付に係る負債	42,871
その他の金融資産	219,230	引当金	12,840
その他の非流動資産	27,285	その他の非流動負債	102,725
繰延税金資産	177,506	繰延税金負債	722
		負債合計	2,290,992
		(資本の部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	1,398,929
		資本金	31,284
		資本剰余金	875,804
		その他の資本の構成要素	124,888
		利益剰余金	366,955
		自己株式	△2
		非支配持分	150
		資本合計	1,399,079
資産合計	3,690,071	負債及び資本合計	3,690,071

連結損益計算書 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：百万円)

科目				金額
売	上	収	益	2,337,628
売	上	原	価	1,324,724
売 上 総 利 益				1,012,904
販 売 費	及	び	一 般 管 理 費	146,581
そ の	他	の	収 益	8,902
そ の	他	の	費 用	4,856
営 業 利 益				870,369
金	融	収	益	9,499
金	融	費	用	96,708
持 分 法	に	よ	る 投 資 利 益	935
税 引 前 利 益				784,095
法 人	所	得	税 費 用	229,599
当 期 利 益				554,496
当 期 利 益 の 帰 属				
親 会 社	の	所 有	者	554,490
非 支 配		持	分	6
当 期 利 益				554,496

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

キオクシアホールディングス株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 澤 山 宏 行

公認会計士 小 川 雅 嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キオクシアホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、キオクシアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2026年5月15日に、2025年7月17日に契約した金銭消費貸借契約に基づく財務制限条項が付された借入残額の全額を返済するとともに、当該契約を解除する旨を債権者に通知した。本全額返済及び契約解除は2026年5月25日に実行される予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

キオクシアホールディングス株式会社
監 査 役 会
常 勤 監 査 役 森 田 功 ㊞
(社 外 監 査 役)
社 外 監 査 役 畑 野 耕 逸 ㊞
監 査 役 中 浜 俊 介 ㊞

以 上

株主総会会場のご案内

※昨年と会場が変更になっております。

会場 **ベルサール渋谷ファースト 地下1階ホール** 交通

東京都渋谷区東一丁目2番20号 住友不動産渋谷ファーストタワー

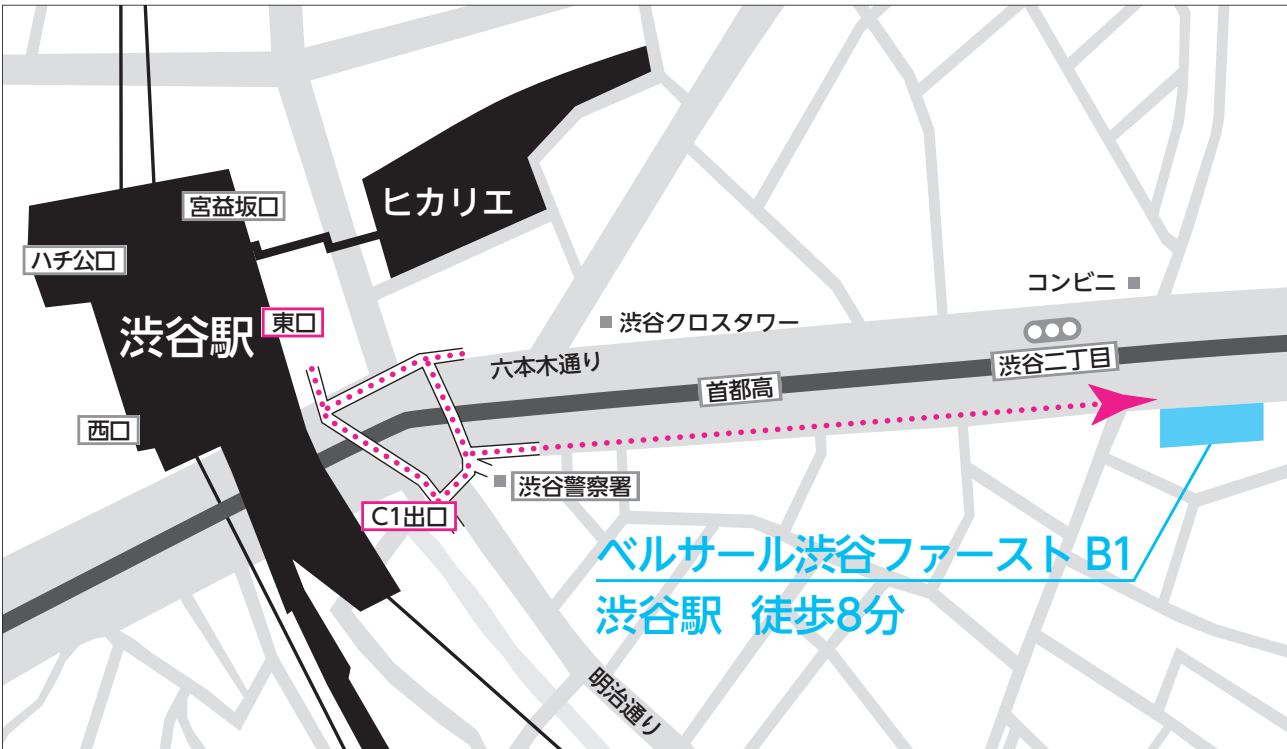
※駐車場・駐輪場の準備は致していません。

JR線・銀座線・井の頭線
「渋谷駅」

東口 より徒歩8分

半蔵門線・副都心線・東横線・田園都市線
「渋谷駅」

C1出口 より徒歩6分



株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布はございません。

キオクシアホールディングス株式会社

